

### 第3回決算特別委員会会議記録

日 時 令和3年9月22日(水曜日)  
場 所 水戸市議会 第1・第2委員会室

午前10時 0分 開議  
午後 2時 7分 散会

付託事件

認定第1号

1 本日の会議に付した事件

(1) 認定第1号 令和2年度水戸市一般会計及び特別会計決算認定について

2 出席委員(12名)

委員長	小 泉 康 二 君	副委員長	後 藤 通 子 君
委員	萩 谷 慎 一 君	委員	中 庭 次 男 君
委員	綿 引 健 君	委員	森 正 慶 君
委員	黒 木 勇 君	委員	大 津 亮 一 君
委員	袴 塚 孝 雄 君	委員	小 川 勝 夫 君
委員	松 本 勝 久 君	委員	福 島 辰 三 君

3 欠席委員(なし)

4 委員外議員出席者(なし)

5 説明のため出席した者の職、氏名

副市長	田 尻 充 君	副市長	秋 葉 宗 志 君
市長公室長	小 田 木 健 治 君	交通政策課長	川 上 悟 君
情報政策課長	北 條 佳 孝 君		
総務部長	園 部 孝 雄 君	人事課長	安 里 裕 行 君
財務部長	白 田 敏 範 君	税務事務所長	川 津 英 臣 君
財務部参事 兼財政課長	梅 澤 正 樹 君	税務事務所 参事兼 市民税課長	佐々木 信 也 君
資産税課長	浅 野 一 志 君	収税課長	高 安 正 紀 君
市民協働部長	川 上 幸 一 君	市民協働部長 副部長	小 嶋 いつみ 君
市民協働部 技 監	太 田 達 彦 君	新市民会館 整備課長	須 藤 文 彦 君

生活環境部長	佐藤 則行 君	清掃事務所長	武田 和馬 君
福祉部長兼 福祉事務所長	横須賀 好洋 君	福祉部副部長 兼福祉事務所 副 所 長	田中 誠一 君
福祉事務所 参事兼 子ども課長	柴崎 佳子 君	生活福祉課長	櫻井 学 君
障害福祉課長	平澤 健一 君	高齢福祉課長	小林 かおり 君
保健医療部長	大曾根 明子 君	保健医療部 副 部 長	小林 秀一郎 君
保健総務課長	三宅 陽子 君	地域保健課長	野口 奈津子 君
国保年金課長	関根 豊 君		
産業経済部長	鈴木 吉昭 君	産業経済部 参事兼 商工課長	長谷川 昌人 君
農産振興課長	後藤 俊之 君		
都市計画部長	加藤 久人 君	都市計画部 技監兼 泉町周辺地区 開発事務所長	大和 直文 君
住宅政策課長	砂川 和敏 君		
会計管理者 兼会計課長	小田木 義弘 君		
教 育 長	志田 晴美 君	教育部長	増子 孝伸 君
幼児教育課長	松本 崇 君	学校施設課長	和田 英嗣 君
放課後児童 課 長	大和 敦子 君		

6 事務局職員出席者

事務局 長	小嶋 正徳 君	事務局次長 兼総務課長	天野 純一 君
議事課 長	大嶋 実 君	議事課長補佐	綱島 卓也 君
書 記	昆 節夫 君	書 記	島田 祐輔 君

午前10時 0分 開議

○小泉委員長 おはようございます。

定足数に達しておりますので、ただいまから第3回決算特別委員会を開催いたします。

これより議事に入ります。

---

認定第1号（令和2年度水戸市一般会計及び特別会計決算認定について）

○小泉委員長 本日の日程は、認定第1号であります。

それでは、昨日に引き続き、ただいまから認定第1号につきまして、通告に基づく質疑を行います。

なお、発言者の日程につきましては、本日の午前は黒木委員、森委員に、午後は中庭委員に行ってください。御協力のほどをよろしくお願いいたします。

それでは、黒木委員から発言を願います。

黒木委員。

○黒木委員 それでは、通告に従いまして、順次、一般会計について質問させていただきます。

初めに、歳入、第1款市税です。不納欠損額、収入未済額の総括についてであります。

市税の収納率は、現年度分と滞納繰越分の合計で96.6%との資料を頂きました。不納欠損件数が1万3,545件、金額で約2億5,200万円となっております。

まず初めに、税の公平性の観点から、不納欠損に至らぬように業務の改善等、どのようなことを令和2年度は行ってきたか、お伺いいたします。

○小泉委員長 高安収税課長。

○高安収税課長 ただいまの黒木委員の御質問にお答えいたします。

まず、不納欠損でございますが、滞納者に滞納処分をする財産がないときや、滞納処分をすることによって生活が著しく困窮してしまうおそれがあるときなどに滞納処分の執行を停止し、それが3年間継続し納税義務が消滅したもの。また、滞納している法人が廃業し、事実上事業の再開が見込まれないときなど、市税の徴収をすることができないことが明らかであるとき、納税義務を直ちに消滅させたもの。そして、徴収権の行使を行わずに5年の消滅時効が到来したものが不納欠損となるものでございます。

不納欠損に至らぬようにするための取組でございますが、滞納額の縮減を図るためには、滞納初期の段階からの滞納整理への着手が重要となりますので、納期限までに納付がない場合には、早期の催告や納税相談に努めております。

それでも納付や納税相談にも応じない場合には、財産調査を進め、納付資力の有無を確認し、財産の差押えを実施することで、滞納額及び不納欠損の縮減を図っております。

○小泉委員長 黒木委員。

○黒木委員 次に、職員の業務遂行力の向上への取組はどのように行われたか、お伺いいたします。

○小泉委員長 高安収税課長。

○高安収税課長 ただいまの御質問について、お答えいたします。

職員の業務能力の向上のための取組でございますが、新規採用の職員や新たに異動となった職員のうち、

徴収事務経験のない職員を対象として、年3回、課内において研修を行っているほか、茨城租税債権管理機構において実施されている徴収基礎研修にも積極的に参加しております。

また、そのほかの職員につきましても、滞納整理におけるより専門的で高度な知識を身につけるため、管理機構で実施されている課題別・専門研修に参加し、さらなる徴収技術の向上や知識の習得に努めております。

○小泉委員長 黒木委員。

○黒木委員 今お話がありましたが、茨城租税債権管理機構ということで出てきましたけれども、この研修の参加職員数、令和2年度をお答えいただければと。

○小泉委員長 高安収税課長。

○高安収税課長 ただいまの御質問にお答えいたします。

令和2年度に茨城租税債権管理機構で実施された研修への参加者数につきましては、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により中止となった研修もあり、例年より研修の開催数が減少しておりますが、9つの講義に延べ27名が参加しております。

○小泉委員長 黒木委員。

○黒木委員 茨城租税債権管理機構への債権の移行基準について、お伺いいたします。

○小泉委員長 高安課長。

○高安収税課長 ただいまの御質問にお答えいたします。

茨城租税債権管理機構に関する事案の基準につきましては、大きく分けて3つございます。1つ目が、滞納額が長期間にわたり累増した事案。2つ目は、大口の滞納事案。そして3つ目は、機構においては県内外を問わず対応しておりますので、広域的な財産調査を必要とする事案などを勘案して選定しております。

○小泉委員長 黒木委員。

○黒木委員 頂いた資料の7ページに出ておりますけれども、不納欠損の状況であります。時効中断については、地方税法18条第1項で、納期限が来て20日以内に督促状を送ると、そのことによって時効が中断し、また財産差押え、強制執行手続を取るということで時効中断となるというふうに認識しておりますが、5年経過による時効の前に対処している取組について、お伺いいたします。

○小泉委員長 高安収税課長。

○高安収税課長 ただいまの御質問にお答えいたします。

5年経過による時効消滅につきましては、しっかりとした財産調査に基づき執行停止をかけたもののうち、執行停止期間中に5年時効が到来してしまうものと、執行停止がかからずに5年が経過し、時効消滅となるものがございます。

これらの時効消滅による不納欠損の縮減を図るためには、早期の滞納整理への着手が重要となりますので、滞納初期における催告や納税相談を実施するとともに、財産調査を徹底した上で納税者の納付資力を把握し、資力がない場合には滞納処分執行を停止し、資力がある場合には財産の差押えなどを行っております。

引き続き、時効消滅による不納欠損の縮減を図り、適正な不納欠損処理に努めてまいります。

○小泉委員長 黒木委員。

○黒木委員 不納欠損に至らないように、今御答弁いただいたような取組をしっかりとまた進めていただきたいと思います。

次に、歳入の第23款市債に関しまして、利率と償還終期期間について、お伺いいたします。

資料も8ページで頂いております。令和2年度決算における一般会計の市債発行額は、182億5,610万円となっております。

まず初めに、借入先や償還年限が様々でありますけれども、借入先や償還期限などをどのように決定されているか、お伺いいたします。

○小泉委員長 梅澤参事兼財政課長。

○梅澤財務部参事兼財政課長 市債の発行について、ただいまの御質問にお答えいたします。

まず、借入先の決定でございます。借入先といたしましては、主に財務省関東財務局、地方公共団体金融機構の公的資金、そして9ページに記載の銀行等の民間資金に区分されます。

市債の発行は、県知事と協議の上、同意を得るという手続が定められております。この県との協議の中で、市債の目的ごとに協議を行って選択しているところでございます。

現在は、利率が有利である公的資金を選択可能なものは、優先的に公的資金の要望を行っております。しかしながら、公的資金の総額は全国的に限りがございますので、全て要望どおりになることは少ない状況でございますが、県との協議の中で、公的資金を要望した結果で借入先が決定してまいります。

次に、償還期間の決定でございます。償還期間は、借入先が施設等の耐用年数を考慮して設定しております。また、民間資金につきましては、金利状況を考慮して有利な状況になるよう、こちらで償還期間を設定しているところでございます。

以上であります。

○小泉委員長 黒木委員。

○黒木委員 次に、市債の利率、今、令和2年度の資料を見ると、0.004とか、今まで見たことのないような非常に低い金利に抑えられておりますけれども、この利率は将来の公債費負担に大きな影響を及ぼすものであり、可能な限り低く抑えることが必要でありますけれども、発行に当たりましての努力はどのような形でなされているか、お伺いいたします。

○小泉委員長 梅澤財政課長。

○梅澤財務部参事兼財政課長 ただいまの御質問にお答えいたします。

利率につきまして、公的資金につきましては、借入れ時期ごとに償還年数に応じて決定されるものでございます。現在は、利率見直し方式を選択していることにより、記載のような低い利率になっております。

裏面の9ページが民間資金でございますが、銀行等につきましては、常陽銀行、筑波銀行、茨城県信用組合、水戸信用金庫、農協の5つの金融機関で利率調査を行いまして、最も有利な条件のところから借入れ事務を行っているところであります。

以上であります。

○小泉委員長 黒木委員。

○黒木委員 次に、借換えについてお聞かせいただきたいんですが、令和2年度決算審査関係資料の5ペー

ジ、市債の会計別・借入先別の状況の上段のほうを見ますと、財務省関東財務局からの平成4年の借入れで利率が4.65というのがあります。低金利のときでありまして、この部分の数字が少し大きくなって目立つんですけども、以前、何年前かに国のほうから借換え制度が利用できますよということで、水戸市も借換えした経緯がありましたけれども、現在、この借換えについては、どのような国の状況になっているのか、水戸市としての考え方を示していただければと。

○小泉委員長 梅澤財政課長。

○梅澤財務部参事兼財政課長 ただいまの質問にお答えいたします。

まず、財務省関東財務局で、今、残高で一番高い利率は4.65%でございます、これは平成4年に確保したものでございます。過去、平成の1桁台につきましては、このような利率で借り入れたというのが実態でございます。

そして、過去に補償金免除繰上償還というのが認められまして、財務省の5%、6%、7%といった利率のものについては繰上償還が認められました。繰上償還するに当たっては、その償還財源として、低利な利率の市債を発行して借換えを行ったという経緯がございます。

現在のところは、この補償金免除という制度がございませんので、残念ながら借換えというのは行えていないというのが実態でございます。

以上であります。

○小泉委員長 黒木委員。

○黒木委員 分かりました。

市債の発行につきましては、今、低金利の時代ですけども、またしっかりと茨城県とも協議していただきながら進めていただきたいと思います。よろしく願いいたします。

次に、歳出の第3款民生費、介護保険会計について、お伺いいたします。

初めに、地域包括支援センターについてであります。

まず1点目としまして、資料を頂いております支援センター運営費のうち、職員数はどのように決めておられるのか。また、運営費の算出根拠について、説明いただきたいと思います。

○小泉委員長 小林高齢福祉課長。

○小林高齢福祉課長 ただいまの黒木委員の御質問につきまして、お答えいたします。

地域包括支援センターの職員数の決定方法でございますけれども、地域包括支援センターの専門職の配置人数につきましては、条例に基づいて決定しております。介護保険の第1号被保険者数に応じて配置をするもので、保健師、社会福祉士、主任介護支援専門員、この3職種を各12名、あわせて36名配置しております。そのほかに基幹型事務職員3名を含めまして、39名の職員を配置しております。

それから、運営費の算出根拠についてでございます。運営費につきましては、人件費と事務費から算出しております。人件費につきましては、職員数に応じて1人600万円ということで算出しております。そのほか事務費につきましては、人数に応じまして、光熱費であるとか、消耗品であるとか、そういったところを積み上げての算出を行っております。

○小泉委員長 黒木委員。

○黒木委員 頂いた資料では、支援センターの相談対応件数を見ますと、北部は件数が5,000件を超えて多くなってるんですが、内原を見ますと800件と少なくなってる状況が見て取れるんですが、この辺というのはどういう状況なんですか。コロナでなかなか外出できないとか、いろいろあると思うんですが、どういうふうに聞いておられるか、お伺いしたい。

○小泉委員長 小林高齢福祉課長。

○小林高齢福祉課長 ただいまの御質問につきまして、お答えいたします。

相談対応件数の地域差というところでは検証しているわけではないんですが、北部、それから西部につきましては件数が増えておりまして、相談内容としまして、介護保険制度についての問合せや、あるいは介護保険、医療のための相談ということで、申請代行から実際に認定を受ける、そういった過程を経るということで件数が多くなっているというようなことは考えられております。

内原につきまして、件数が少なくなっているところの分析はできていないのですが、ただ、外出機会を失ったことによる運動機会を心配するような相談があるとか、あるいはワクチン接種の予約の方法についての相談があるというような、コロナ特有の相談が寄せられている状況でございます。

○小泉委員長 黒木委員。

○黒木委員 全国的にそうなんですが、水戸市における高齢人口というのは増加傾向にあります。支援センターにおける相談が、この頂いた資料を見ますと、平成30年は2万4,000件、令和2年度になりますと2万3,000件と、大きくは増えていない状況が見て取れるんですが、地域包括支援センターの役割というのは非常に重要だというふうに思っております。

高齢者の方が住んでいる我が地域から様々な高齢者支援の相談を行う、また、そこで対応していただきながら次へのステップを踏んでいくという部分では、私はもっと増えていいんじゃないかなというふうに考えているんですが、この相談件数が増えない要因というのは、どうお考えなのか、お伺いしたいと思います。

○小泉委員長 小林高齢福祉課長。

○小林高齢福祉課長 ただいまの御質問につきまして、お答えいたします。

平成30年度から令和元年度にかけて相談件数が減っている状況につきましては、相談対応記録の入力方法の見直しを行っておりまして、同一対象者に対しまして同日に複数回訪問した場合、以前は全て1件というふうにカウントしていたものを1つの記録表にまとめて記録をするということに変えたためにカウントが減少したということでございます。

そこから見ますと、令和元年度から2年度につきましては、900件増加してるというところで、増加傾向にあるのかなというふうには見ております。

○小泉委員長 黒木委員。

○黒木委員 入力の見直しということでお話がありましたけれども、やはり高齢人口が増えてる中で、こういう相談箇所を必要とする方はたくさんいると私は実感しております。その相談したい人たちが高齢者支援センターに相談できる、何とかそのつなぎをしっかりと行政としてやっていただきたいというのが私の思いであります。

次に、いきいき交流センターについて、お伺いいたします。こちら資料11ページで頂いております。

各センターの運営費の算出方法と根拠について、お伺いいたします。

○小泉委員長 小林高齢福祉課長。

○小林高齢福祉課長 ただいまの御質問につきまして、お答えいたします。

いきいき交流センターの運営費の算出方法につきましては、人件費、それから事業費としまして光熱水費、燃料費等、それから事務費といたしまして消耗品、それから賃借料などを算出したものでございます。

○小泉委員長 黒木委員。

○黒木委員 頂いた資料を見ますと、常澄で3,100万円、職員数は6人で、ほかの葉山荘、長者山荘と6人で変わらないんですけども、葉山荘なんかは2,500万円、常澄は3,100万円、この差というのはどういところから来てるのか教えてください。

○小泉委員長 小林課長。

○小林高齢福祉課長 ただいまの御質問につきまして、お答えいたします。

大きな違いにつきましては、常澄いきいき交流センターは、清掃のほうを民間に委託してるということで割高というところもあり、金額が上がっているというところがございます。あと人件費につきましても、葉山荘に比べて若干高い、多くかかっている部分がございます。

以上でございます。

○黒木委員 細かい資料は見えていないので何とも言えないんですけども、この頂いた資料で人件費と言われちゃうと、同じ6人で何で違うんですかということになるんですけども、ちょっと説得力がないかなと。まあいいですけども。

施設・設備修繕費の年間予算の算出根拠について伺いたんですが、柳堤荘は令和2年度なしと、また常澄もなしということで、柳堤荘なんかかなり老朽化して、私も見てきましたけども、かなり大変な状況かなというのは見て取れたんですが、こういう部分というのはどういう形で修繕を行ってるのか、お伺いしたい。

○小泉委員長 小林課長。

○小林高齢福祉課長 ただいまの御質問につきまして、お答えいたします。

施設の修繕費につきましては、当初予算は600万円ついておりました。不特定の修繕ということで計上をしているものでございます。その中で、修繕につきましては、故障して修繕が必要になったときに対応しているような状況でございます。その中で、長者山荘のほうで冷温水器の発電機の交換という大きな工事が入ったことによりまして、修繕費のほうが大きくなっている状況でございます。

○小泉委員長 黒木委員。

○黒木委員 市内7か所に設置されております社会資源であるこのいきいき交流センターというのは、地域の高齢者の方々の通いの場としての、介護予防拠点としての利活用が求められております。地域の方々が通える、通っていただく、高齢者の介護予防につながっていく拠点だと思っております。その考え方をお聞かせいただければと思います。

○小泉委員長 小林高齢福祉課長。

○小林高齢福祉課長 ただいまの御質問につきまして、お答えいたします。

いきいき交流センターにつきましては、高齢者の健康づくり、生きがいを通した介護予防、それか



ら社会参加の拠点として、多くの地域の高齢者の方々が集える施設として、市内7か所に設置しているところでございます。コロナ禍におきましても、基本的な感染対策を講じながら、利用制限がある中でも皆様に活用いただけるような方法、それから、安心して利用いただけるような施設整備を今後とも継続いたしまして、高齢者の心と体の健康維持が図れるような施設にしていきたいと思いますと考えております。

○小泉委員長 黒木委員。

○黒木委員 社会福祉協議会に運営のほうをお願いしてということですが、いきいき交流センターは水戸市の施設でありますので、高齢化が進む中で、私は、もっともといきいき交流センターの活用の仕方が重要になってくると思います。地域の方にコロナの後もしっかり使っていただけるような施設になるように、水戸市も積極的に利用の仕方等をつくっていただきたいというふうに思います。

また、各センターに設置してあります施設用の電位治療器の老朽化が著しいということで、私も見てまいりました。順次更新する必要があると思いますが、高齢者の方からもお話しいただいて、非常に人気がありまして、行くきっかけとなっているものでありますけれども、この部分をどのようにお考えか、お伺いします。

○小泉委員長 小林高齢福祉課長。

○小林高齢福祉課長 ただいまの御質問につきまして、お答えいたします。

電位治療器につきましては、委員御指摘のとおり、古いものは30年以上経過しており、劣化が進行しているものもあるということでございます。そういう中、年1回の点検を実施し、使用している状況でございます。

更新につきましては、先進自治体の事例などを調査しながら、その在り方なども含めまして、今後検討していきたいと思いますというふうに考えております。

○小泉委員長 黒木委員。

○黒木委員 次に、第4款衛生費、塵芥処理費、ごみの運搬、資源ごみの回収につきましてお伺いいたします。

令和2年度に稼働しました水戸市新清掃工場「えこみっと」について、伺ってまいります。

まず1点目ですが、資料のほうも12ページ、13ページに追加で頂いております。白色トレイ、プラスチック製容器包装などの資源物回収が始まりました。このほかに使用する車両の台数は、どの程度増加したのか伺いたいと思います。あわせて人員数についても御説明いただければと思いますので、お願いいたします。

○小泉委員長 武田清掃事務所長。

○武田清掃事務所長 ただいまの黒木委員の御質問にお答えいたします。

まず、説明のほうは、お手元の令和3年度決算特別委員会資料の12ページで、令和元年度分の車両台数のほうを御説明させていただきたいと思います。

まず、直営の部分、令和元年度でございますけれども、燃えるごみ、燃えないごみにつきましては、50台の車両で人員は104名でした。次に、右に移りまして、ずっと変わらなくて、集団資源物回収の部分ですが、令和元年度は、6台で12名の職員で当たっております。令和元年度の合計といたしましては、56台の車両で116名の業務員で業務に当たっております。

次に、委託の部分ですけれども、燃えるごみ、燃えないごみにつきましては、5台の委託車両で業務に当たっております。粗大ごみにつきましては、令和元年度はございませんでした。紙・布類につきましては、令和元年度は6台の委託車両で業務に当たり、瓶・缶類につきましては5台、ペットボトル、そして白色トレイ、プラスチック製容器包装、乾電池、スプレー缶等につきましては、令和2年度から分別収集を開始しましたので、車両台数はいずれもゼロ台となっております。集団資源物回収につきましては、令和元年度は17台でございます。委託の中で内原地区につきましては、令和元年度分は車両2台で対応しておりました。委託分につきましては、合計で35台となっております。

○小泉委員長 黒木委員。

○黒木委員 すみません、細かく言っていたいたんですけど、最終的に、令和元年度の合計は91台と口頭で言っていて、令和2年度は、この表でいうと合計で117台ということですね。分かりました。

車両台数が増えたことと、また、工場のある下入野町への車両の流れが新たに始まったということが令和2年度に起こっております。地域の方々含めまして、安全な運行を望む声を昨年から非常に多く聞くようになりました。安全な運行に関する取組はどのように行われているか、お伺いしたいと思います。

○小泉委員長 武田清掃事務所長。

○武田清掃事務所長 ただいまの御質問にお答えいたします。

下入野町に新清掃工場「えこみっと」ができて、ごみ収集における運行ルートにつきましては、水戸南インターチェンジ先の県道中石崎水戸線から県道内原塩崎線を経由するルートに加えまして、県道下入野水戸線から県道長岡大洗線を経由するという2つのルートがございます。これらの2つのルートから清掃工場へごみを搬入できるようアクセス道路を整備したところでありまして、このアクセス道路の整備に伴いまして、新清掃工場「えこみっと」への搬入車両台数というのは、令和元年度の実績で1日当たり約四百数十台あります。

ただいま黒木委員から御指摘のありました、ごみ収集車両の運行につきましては、これまでも市民の皆様から種々お声をいただいております。収集業務に当たっての法定速度の遵守、あるいは安全運行の励行につきまして、市の担当の業務職員はもとより、委託業者、あるいは一般廃棄物の収集運搬の許可業者に対して、文書あるいは口頭でこれまで周知徹底を図っております。

引き続き、歩行者や運行車両の安全を確保するために、こうした周知の取組を継続してまいりたいと考えております。

○小泉委員長 黒木委員。

○黒木委員 頂いた資料の12ページを見まして、資源物回収実績の収集運搬業務委託料4億2,900万円、また、頂いた資料の次のページを見ますと、資源物売払い収入が合計で1,400万円となっております。プラスチック類が買い取っていただけないということとなっておりますが、この数字だけ単純に見ますと、4億1,000万円のコストがかかっているというふうに見て取れますけれども、この辺の御見解をお伺いしたいと思います。

○小泉委員長 武田所長。

○武田清掃事務所長 ただいまの御質問でございますけれども、プラスチック類につきましては、再資源化

にコストがかかるということで売払いができない状況で、こうしたコストがかかっているような状況にございます。具体的には、プラスチック類につきましては、公益財団法人日本容器包装リサイクル協会と引取り契約を結んで、市はこの協会に対して委託料を支払っている状況であります。

こうした売払いの代金は、引取り価格ゼロということで発生はしていないんですけれども、プラスチック類でもペットボトルは改めてペットボトルに再生されたり、プラスチック製容器包装については、同じくプラスチック製品として新しく生まれ変わるなど、こうした再資源化の取組は需要に寄与しておりますので、引き続き再資源化の取組について、市民の皆様にも周知徹底を図っていきたくと考えております。

[発言する者あり]

○小泉委員長 改めて答弁をお願いします。

武田所長。

○武田清掃事務所長 今、黒木委員から御指摘がありましたとおり、委託料と売払い収入を比較したときにこのような差がございますけれども、新ごみ処理施設の運営に当たりましては、ほかへの売電収入とかがございますので、そうした収入の増加を図りながら、適正な運営のほうに努めてまいりたいと考えております。

○小泉委員長 黒木委員。

○黒木委員 今、売電収入と出ましたので、令和2年度の売電収入は幾らぐらいあったんですか。

○小泉委員長 武田所長。

○武田清掃事務所長 ごみ処理施設余剰電力売払い収入といたしまして、6億5,200万円ほどの収入がございました。

○小泉委員長 黒木委員。

○黒木委員 はい、分かりました。

プラスチック製品等再資源化に向けまして、しっかりと取組をまた進めていただきたいと思います。令和2年度に始めたばかりの取組ですので、令和3年度の状況を次回また見させていただきたいと思います。

次に、第7款商工費です。

初めに、事業継続緊急支援金等新型コロナ対策に関する制度実施について、伺いたいと思います。

予算額2億円に対しまして給付額が5,600万円となっておりますが、その要因について、またその後の取組について、お伺いいたします。

○小泉委員長 長谷川参事兼商工課長。

○長谷川産業経済部参事兼商工課長 ただいまの御質問にお答えいたします。

事業継続特別対策支援金（第1次）でございますけれども、予算額2億円に対して、資料に記載のとおり5,650万円という状況でございます。この差額分につきましては、令和2年度から令和3年度に繰越措置をいたしました。その結果、令和3年度予算の3億円とあわせて計5億円の予算額に対しまして、最終的な執行が3億8,610万円、件数にいたしまして2,349件となっております。

○小泉委員長 黒木委員。

○黒木委員 じゃ、次に、まちなか空き店舗対策事業につきまして、令和2年度の利用件数と交付額が少なくなった要因について伺います。

○小泉委員長 長谷川参事兼商工課長。

○長谷川産業経済部参事兼商工課長 ただいまの御質問にお答えいたします。

昨年度の実績といたしましては、やはり新型コロナウイルス感染症の影響により出店を控える傾向があったというふうには考えてございます。記載のとおり、出店は3店、交付金額は256万2,694円にとどまりましたが、相談につきましては複数ございまして、需要は高いものというふうに考えてございます。

○小泉委員長 黒木委員。

○黒木委員 下市地区の利用というのはあったのかをお伺いいたします。

○小泉委員長 長谷川商工課長。

○長谷川産業経済部参事兼商工課長 下市地区につきましては、利用はございませんでした。

○小泉委員長 黒木委員。

○黒木委員 この制度は上市と下市ということで設定されておりますけれども、下市で利用がないということについてはしっかり分析していただきたいと思っておりますし、利用していただける制度だというふうに思っております。

次に、中心市街地店舗、事務所等開設促進事業につきまして伺います。

まず、利用件数の伸びない要因としてどのように捉えていらっしゃるか、お伺いいたします。

○小泉委員長 長谷川商工課長。

○長谷川産業経済部参事兼商工課長 中心市街地店舗、事務所等開設促進補助金につきましては、平成28年度から開始しまして、昨年度まで5年間で12件開設しているところでございます。

件数につきまして、各種市報、あるいは商工会議所等の関係団体等にも周知のほうを行っているところでございますが、こちらやはりコロナ等の影響もありまして、件数のほうもちょっと伸び悩んでいるという状況でございます。

○小泉委員長 黒木委員。

○黒木委員 この制度は、平成29年のときは5,000万円予算があったんですが、段階的に縮小されて、令和2年度は2,000万円というふうになっております。中心市街地を活性化させていくための事業予算というのが年々縮減されていくということは、利用者にとって使い勝手が悪く、使いづらい制度であるのではないかという懸念が持たれますが、御見解をお伺いいたします。

○小泉委員長 長谷川商工課長。

○長谷川産業経済部参事兼商工課長 こちらの制度につきましては、今回、令和2年度につきましても、補助金の活用に関する問合せもやはり複数ございました。ただ、なかなか制度活用にまではいかなかったというところでもございます。

引き続き、委員御指摘のとおり、制度の積極的な周知と利用促進を図りまして、出店者ニーズの把握に努めながら、より利用しやすい制度となるような、そういった必要な見直しも行ってまいりたいというふうに考えてございます。

○小泉委員長 黒木委員。

○黒木委員 今、制度の見直しも行いたいということですので、ぜひとも利用していただけるような

制度にさせていただきたいというふうに思います。

次に、第8款土木費、住宅使用料収納率と収入未済額につきまして伺います。

初めに、住宅使用料の収納率の状況ですが、これも資料を頂いております。令和2年度全体の収納率は67.6%でありますけれども、現年度が98.1%に対しまして、全体を引き下げている過年度分の収納が困難になっている状況が見て取れます。収納率向上へ向けた取組はどのように行っておられるか、お伺いいたします。

○小泉委員長 砂川住宅政策課長。

○砂川住宅政策課長 ただいまの黒木委員の御質問にお答えいたします。

収納率向上に向けての令和2年度の取組でございますけれども、指定管理者の茨城県住宅管理センターにおきまして、滞納者の状況の把握をはじめ、督促状、催告書の送付、電話や訪問による納入指導、または生活保護の受給案内を含んだ生活の相談等を実施しております。さらには、呼出し等による納付相談や滞納整理を行っているところです。

その中で、現年度分、当該家賃につきまして、重点的に納付の指導を進めておるところでございます、滞納家賃を発生させないような取組を積極的に行っております。その結果、現年度分は上昇しているというふうに考えてございます。

また、累積しております過年度分につきましては、入居者等の収入の状況は、病気や失職、転職などによる収入減や、また離婚、あるいは借入金の返済などで生活が極めて圧迫されている方につきまして、なかなか生活が改善してないということが一つの要因と考えられますので、そういった生活の改善が見られない方の中で、特に納付の相談などにも応じない退居滞納者の方につきましては、法的措置なども含めまして滞納整理に努めているというところでございます。

以上です。

○小泉委員長 黒木委員。

○黒木委員 頂いた資料を見ますと、全体の収納率は、平成28年度は55.2%が令和2年度67.6%に年々上がってきておりますので、この辺の取組は評価させていただく部分であります。

その上で、下の表を見させていただきました。滞納理由別内訳を見ますと、納付意思の欠如という部分で8,700万円と、年々減少はしているんですけども、まだ大きな額となっております。この対策はどのように行っているか、お伺いいたします。

○小泉委員長 砂川住宅政策課長。

○砂川住宅政策課長 ただいまの黒木委員の御質問にお答えいたします。

委員御指摘のとおり、納付意思の欠如というところで8,700万円を超える金額が計上されてございます。こういった方に対しましては、現年度の収納率98%を超えているということで、そういった入居者等の方の家賃負担との公平性の観点から、法的措置を見据えた対応を現在しているところでございます。

また、令和元年以前に入居された方につきましては、連帯保証人を設定してございますので、滞納が発生した場合には、連帯保証人の方にも納付の指導をお願いしているというところでございます。また、そういった滞納が継続する場合には、連帯保証人の方につきましても家賃を御負担していただくことがあります。

いう説明をしながら、納付指導をお願いしているというところでございます。

また、今年度の事業になりますけれども、こういった対策の一つといたしまして、退居済滞納者につきましては、今年度から新たに民間事業者、弁護士法人になるんですけれども、そういった法人を活用した滞納整理の新たな取組を現在進めております。

以上です。

○小泉委員長 黒木委員。

○黒木委員 連帯保証人が出てきたんですけれども、今、公営住宅に関しては連帯保証人なしで大丈夫になってるという。今、答弁では連帯保証人が何度も出てきてますけど、これからは連帯保証人がいなくなってくると、どういう収納をされていくのか。

○小泉委員長 砂川住宅政策課長。

○砂川住宅政策課長 ただいまの御質問にお答えいたします。

先ほど連帯保証人のお話をさせてもらったんですが、令和元年以前に入居をされた方につきましては、連帯保証人が現在も設定されてございます。それ以降に入居された方につきましては、過去には3か月以上の滞納の方ということで我々のほうでいろいろ御相談させていただいたんですが、連帯保証人がなくなったということで、その辺は早め早めに対応させていただきまして、滞納が発生しないような取組を現在しているところでございます。

以上です。

○小泉委員長 黒木委員。

○黒木委員 この辺はちょっと注視して見ていきたいと思いますが、滞納理由で、生活困窮者の方でもう支払いも困難ですよという方は大変でしょうがないかなと思うんですけれども、納付意思の欠如で払わないということに関しましては、しっかりと取組を図っていただきたいと思います。やっぱりしっかりと苦しい中でもお支払いしていただいている方がほとんどなので、ごく一部の方が納付意思の欠如によって払わないということは、払ってる方に対して大変失礼な話になると思いますので、しっかりとこの辺は取組をお願いしたいというふうに思います。

次に、第10款教育費、長寿命化改良事業について、お伺いいたします。

こちら16ページに資料を頂きました。令和2年度の長寿命化改良工事で、吉田小学校、酒門小学校に関しましては、複数年にかけて1期、2期と本工事を行っておりますが、例えば渡里小学校の工事に関しましては、3棟ありますが単年度で終了と。この差というのはどういうことなのか。

子どもたちの教育環境を見ますと、やっぱり2年3年かかって、プレハブ校舎で、いろんな機械や運搬物が出入りしてる状況というのは、環境的には非常に大変な状況だというふうに思うんですが、この辺、御見解をお伺いしたいと思います。

○小泉委員長 和田学校施設課長。

○和田学校施設課長 ただいまの御質問にお答えいたします。

御指摘のとおり、学校に与える影響というか、工事の安全管理というのは、きちんとやっていかなければならないという認識を持って工事のほうを進めております。

工区の分け方についての考え方なんですけれども、水戸市の建築工事の入札等に関する基準に基づきまして、建物の規模や複数の建物を工事する場合の工区の分け方など、各学校の状況に応じまして決定しております。例えば吉田小学校につきましては、校舎の延べ面積が5,000平米を超えますので、こちらにつきましましては分割発注ということで、1期、2期という形で分けさせていただきました。

一方で、今お話のありました渡里小学校につきましては3棟ございます。平米数につきましても6,000平米を超える面積でございまして、本来であれば同様に工区を分けて分離発注ということも考えられるんですが、今お話もありましたように、渡里小学校につきましては、敷地の境界沿いに校舎が3棟並んでいるという特徴がちょっとございます。こちらの3棟の工事をする際に、もし工区を分けて工事をする場合に、南側に仮設校舎を建てて、その部分を意識しながら、例えば中間部分の工事を行うときには、そこを結ぶ経路を設けなければならないという部分もございまして、その辺なんかも考慮しまして、渡里小学校につきましては、一度にやっってしまうという考え方で進めさせていただくことを決めました。

以上でございます。

○小泉委員長 黒木委員。

○黒木委員 できることであれば一度にやっていただけると本当にありがたいなというふうに思うんですが、その辺、今後ともよく御検討いただければと思います。これから学校の校舎の長寿命化改良事業というのは毎年続いていきますので、しっかりと御検討いただければと思います。

バリアフリー化、例えば水道の蛇口、古い校舎ですと狭くて蛇口数が少なく、お昼を食べた後、歯を磨けないとか、広く取ってほしいとか、多くの要望がこの改良事業に当たっては出てくると思うんですが、設計する前段階として保護者等の意見等を伺いながら、そういう意見を反映してるということはあるのかどうなのか伺いたいと思うんです。どうしても校長先生、教職員の先生方というのは数年で異動しますので、小学校だと長く6年間親御さんは見えますから、いろんな状況を見て取れるかと思うんですが、そういう意見、要望を聞きながら設計されているか、お伺いしたいと思います。

○小泉委員長 和田学校施設課長。

○和田学校施設課長 お答えいたします。

例えば吉田小学校につきましては、きちんとそういった場を設けてPTAの方々から御意見を聴取したというわけではないんですが、設計をする段階で事前にそういった御意見のほうがあったりする部分がございます。そういったことを反映しながら進めさせていただいてる部分もございます。

ただ、全てそういった意見のほうを今まで聴取してるかということに関しましては、今後も検討してまいります。

以上です。

○小泉委員長 黒木委員。

○黒木委員 私もPTAを長くやっておりましたので、いろんな保護者の思いはたくさんあります。蛇口にしても、蛇口が少ないからたくさんつけてくれと言ったら蛇口が二股に分かれて、じゃ、そこに子どもが入れるのかといったら肩がぶつかって入れないとか、そういう単純なことではなくて、学校に応じて、例えば小学校によってはヘルメットをかぶって登校してる学校があるから、ヘルメットは、じゃ、壁にかけましょ

うとか、それぞれの学校に応じたいろんな要望があると思います。

ですから保護者の意見というの、全て受け止めはできないのは分かるんですけども、バリアフリーとあわせて、その学校に応じたの要望、意見というのはしっかり聴取していただきたいというふうに思いますので、お願いをいたします。

以上で終わります。

○**小泉委員長** それでは、黒木委員の通告に関連する質疑があれば発言をお願いします。

中庭委員。

○**中庭委員** 私は、事業継続緊急支援金と、それから事業継続特別対策支援金について質問したいと思いません。

黒木委員も質問しましたが、事業継続特別対策支援金は、年度末でかなり予算を残したということになっています。5,650万円も残したということなんですけども、お聞きしたいんですけど、2億円の特別対策支援金と緊急支援金の対象というのはどこが違うんですか。

○**小泉委員長** 長谷川参事兼商工課長。

○**長谷川産業経済部参事兼商工課長** 事業継続緊急支援金と事業継続特別対策支援金（第1次）の大きな違いといたしましては、事業者の売上げの減少の割合が、緊急支援金については20%から50%の間で、特別対策支援金については50%以上減少した事業者というのが大きな違いでございます。

○**小泉委員長** 中庭委員。

○**中庭委員** ですからね、結局緊急支援金の場合は売上げが20%以上減っていれば対象になるのに、特別対策支援金については50%以上、要するに半分以上売上げが減らなければ対象にならないというところが一番大きな差なんですよね。第2次でも継続されたということなんですよね。

しかし、今、コロナ禍でやっぱり暮らしが大変、営業も大変という中で、50%ではなかなか対象にならないという方もたくさんいらっしゃるということなんで、特別対策支援金を支給する場合の改善策というのは行わなかったんですか。その考え方をお聞かせください。

○**小泉委員長** 長谷川商工課長。

○**長谷川産業経済部参事兼商工課長** 特別対策支援金の減少の割合が50%以上ということに関してでございますけれども、やはりこちらの設定につきましては、国からの持続化給付金の再度の支給等が今見込まれていないというようなことも踏まえまして、やはり50%以上減少している事業者の方をまず下支えしていくという考えの下、このような設定をしたということでございます。

○**小泉委員長** 中庭委員。

○**中庭委員** やっぱり今、商店街を見ますと危機的な状況になってるわけですよね。今までお店をやったところがなくなってしまう、閉店してしまう、廃業してしまうということもいっぱい、これはまちなかを歩くとたくさんありますよね。そういう点では、私は、この制度は、20%、30%以上の減であれば対象になるようにぜひ改善していただきたいなというふうに思います。

2つ目はですね、黒木委員の質問の中で、市営住宅の家賃滞納問題がありました。この中で、先ほどの答弁では、連帯保証人にも請求をしていこうということですよ。しかし、水戸市はですね、答弁でもあった



ように、連帯保証人制度というのは去年の4月に廃止したわけですね。

したがって、連帯保証人にまで過去に遡って請求するというのは、連帯保証人制度を廃止した国の趣旨に反するんじゃないかというふうに思うんです。東京都なんかでは、連帯保証人については請求しないということになりました。このことについてどういうふうに考えるのか、お答えいただきたい。

○小泉委員長 砂川住宅政策課長。

○砂川住宅政策課長 ただいまの中庭委員の御質問にお答えいたします。

委員御指摘のとおり、現在は連帯保証人制度はなくなっております。しかし、令和元年以前の入居者に関しましては、現在も連帯保証人としての責任は存在しているというふうに考えてございます。

○小泉委員長 中庭委員。

○中庭委員 先ほども言いましたように、連帯保証人に請求するということになると、低所得者の人たちが連帯保証人を頼めなくなってしまふ、入れなくなってしまふということが国の通達だったわけですよ。そういう点では、東京都なんかでは、要するに連帯保証人になってるんだけど、過去の分については国の指針に沿って請求しないということになったんですね。だから、そういう点では、私は、やっぱり水戸市もそれを見習って、きちんと請求しないということをするべきじゃないかなというふうに思うんです。

それと、あともう一つは、今、コロナ禍の中で非常に暮らしが大変になって、家賃も納めにくくなっていくという中で、水戸市は住宅明渡しの裁判をやりましたよね。その結果、ホームレスになっちゃった人もいます。それから、80歳の高齢者の住宅明渡しの裁判までやってるということで、その高齢者も非常に困って私のところに相談に来ましたけれども、いずれにしても、暮らしができなくなるような、そして住宅も失うようなやり方はね、私はやるべきではないと思うんですけど、いかがでしょうか。

○小泉委員長 砂川住宅政策課長。

○砂川住宅政策課長 ただいまの中庭委員の御質問にお答えいたします。

我々としましても、公平性の立場から、やはりお支払いいただけない方につきましては、的確に対応してまいりたいと考えていますので、よろしく願いいたします。

○小泉委員長 中庭委員。

○中庭委員 今、コロナ禍で暮らしが大変という中で、ホームレスも増えて、生活保護を受けてる人も増えてるという中で、やっぱりこういう明渡し裁判みたいな、あるいは連帯保証人を相手取って裁判することはやめていただきたいというふうに思います。

以上です。

○小泉委員長 保証人の考え方はよろしいですね、さきの答弁で。

それでは、ほかにございますか。

袴塚委員。

○袴塚委員 すみません、一言でお答えください。

地域包括支援センターの利用人数ですが、南部第一が平成30年度は4,700件であったのが現在は3,100件ぐらいになって、1,600件ぐらい減員してる。ほかの地域は微増なんですけど、この部分だけ非常に少なくなりました。この点については何かあるんでしょうか。分からなければ分からないと言っ

てもらって結構です。

○小泉委員長 小林高齢福祉課長。

○小林高齢福祉課長 ただいまの御質問について、お答えいたします。

理由につきましては、把握はしていない状況でございます。

○小泉委員長 袴塚委員。

○袴塚委員 現実のところ、こういう相談というのは増えてるのが現状だと思うんですね。これは高齢者にまつわる案件ですから。ですから、こういうふうな数字が出てきた場合には、速やかにその原因を探って、そして対応していくと、こういうことをぜひおやりいただきたい。

○小泉委員長 ほかにございませんか。よろしいですか。

ないようですので、以上で、黒木委員の通告に関する質疑を終わらせていただきます。

次に、森委員から発言を願います。

森委員。

○森委員 それでは、通告に従いまして、順次、質問させていただきます。

初めに、議案書⑥の85ページ、第2款総務費のうち、タクシーを活用した公共交通空白地区における移動手段の確保について、お伺いいたします。

この事業は、資料17ページにありますように、国のタクシー需要閑散時間帯割引実証実験を活用し、公共交通空白区を解消するため1,000円タクシーを運行する事業ですが、平成29年2月に国田地区で調査運行を開始されてから、現在、5地区に運用が拡大されております。

令和2年度までの利用状況の推移、また収支比率と事業進捗の評価、あわせて使用料及び賃借料にある不用額55万3,880円の詳細についてもお伺いいたします。

○小泉委員長 川上交通政策課長。

○川上交通政策課長 森委員からの、タクシーを活用した公共交通空白地域における移動手段の確保に関する御質問にお答えいたします。

議案書⑥の85ページ及び特別委員会資料17ページをあわせて御覧いただければと存じます。

まず、利用状況でございます。

令和2年度の国田地区の利用状況につきましては、決算特別委員会資料17ページの項目2、実証実験の概要のうち、(1)国田地区、項目カの年間利用状況のところに記載しておりますとおり、まず導入初年度の平成29年度におきましては、452回、519人の方に御利用いただきました。翌平成30年度には522回、656人の御利用、翌平成31年度、すなわち令和元年度では841回、1,003人、令和2年度は680回、771人の御利用がございました。

平成29年度に調査運行を開始してから2年が経過した令和元年度の御利用回数、人数、こちらがどちらもピークとなってございます。令和2年度は利用人数が24%減となっておりますが、新型コロナウイルス感染症拡大に伴う緊急事態宣言、それから移動の自粛などによる外出控えが原因であると認識してございます。

それから、次の項目キ、令和2年度年間収支の状況を御覧いただきたいと存じます。

まず、国田地区の年間収支は、市が払うタクシー借り上げ料が525万6,420円、それに対して利用者が負担する額が56万9,000円でございます。収支比率が10.8%となっております。国田地区におきましては、先ほど利用者の推移にて御説明させていただきましたとおり、導入から令和元年度まで順調に利用者数を増加させてきたところでございますが、令和2年度では、新型コロナウイルス等の影響により、利用者数、収支比率とも減少したところです。

また、大場地区の収支比率は6.8%、妻里地区の収支比率は6.1%、山根地区の収支比率は0.6%、鯉淵地区の収支比率は2.2%となっております。

本事業の評価でございますが、先ほど御説明したとおり、例えば国田地区の令和2年度の収支比率が10.8%となっておりますが、本事業の収支比率の目標値を30%と設定しておりますことから、さらなる業務拡大に向け、サービス内容や地区の方々への周知の方法の見直し、こういったことに一層の工夫が必要であると評価しているところでございます。

また、事業の効果を高めるため、令和3年度事業における新規地区につきましては、柳河地区は国田地区と一体に、上大野地区、下大野地区も一体に、山根地区につきましては、妻里地区と一体化して運用を行うとしたところでございます。

次に、不用額についての御質問でございます。こちらの不用額が発生した主な理由につきましては、山根号、それから鯉淵号、こちらの導入に当たりまして、当初は6か月運行する予定であったところでございましたが、3か月の運用と期間が半減したこと、それから、妻里号の運用日を1日減としたことが原因でございます。

以上です。

○小泉委員長 森委員。

○森委員 借り上げ料に対する収支比率の目標値は30%とお聞きしましたが、5地域ともこれからといった状況でありますけど、本格導入後の利用者アンケート、また検証等で、現在の課題、また利用者の要望等ありましたら伺いいたします。

また、片道1,000円では高いとの声がありますが、利用者負担額の見直しや指定目的地、スーパー等を増やすなど、さらなる利便性の向上へ向け改善する考えがあるかどうか、あわせて伺いいたします。

○小泉委員長 川上交通政策課長。

○川上交通政策課長 ただいまの指定目的地と、また1,000円は高いという御意見があることについてお答えいたします。

本制度を新たに導入する地区につきましては、導入対象地区の地区会長、それから町内会長の方々に直接お会いさせていただきまして、これまでの制度の概要について御説明させていただくとともに、どのような場所にタクシーで行けるかなどについて率直な御意見をいただきながら、新地区の制度設計を行っているところでございます。

また、導入後ではございますが、1,000円タクシーを御利用いただいた市民の皆様に制度に関するアンケート調査票の記入を任意でお願いしているところでございます。そのアンケートの結果を基に、制度の改善に活用しているところでございます。

それから、利用料金が1,000円では高くして利用できないとの声があるとの御指摘につきましては、地区内や最寄りの交通結節点までは500円で利用できることとしていただいております。今後とも、利用状況に鑑みながら、路線バスなどとの料金のバランスなども勘案した上で、料金設定の見直しを進めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○小泉委員長 森委員。

○森委員 ありがとうございます。

昨日の報道で、県内総人口に占める65歳以上の高齢者の割合、高齢化率ですが、過去最高の30.4%となりました。本市でも、平成27年に高齢者人口が6万6,236人となっておりますが、今後急速に高齢化が進み、高齢者ドライバーの運転免許返納の対応など、本事業の役割が重要視されてくると思いますが、持続可能な事業にしていく上で、先ほどもありました対象地域の拡大、また効率性、効果性を高める検討はされているか、お伺いいたします。

○小泉委員長 川上交通政策課長。

○川上交通政策課長 ただいまの森委員の御質問にお答えいたします。

1,000円タクシーの実証実験は、交通空白地区の解消を目的としてでございます。来年度以降は、飯富地区、それから稲荷第一地区及び酒門地区にも対象を拡大してまいりたい計画としてございます。

以上でございます。

○小泉委員長 森委員。

○森委員 ありがとうございます。

乗り合わせ等、使い勝手がよくなり利用者が増えれば、中心市街地への交流増加と経済活性化の効果が期待されると思いますので、持続的に運用ができるよう、事業の検証、改善、また分かりやすい周知の徹底をよろしくお願いいたします。

続いて、同じく第2款総務費のうち、RPA業務自動化の導入について、お伺いいたします。

この事業については、実証実験を経て令和2年12月に運用が開始されてから、現在、資料の20ページにありますように、RPA導入が18業務に拡大され、自動化が進んでおります。

18業務における導入効果、課題と、また業者の入札、調達方法について、お伺いいたします。

○小泉委員長 北條情報政策課長。

○北條情報政策課長 ただいまの森委員の御質問にお答えいたします。

RPAとは、ロボティック・プロセス・オートメーションと呼ばれるものでございまして、電子データの入力等を自動化するツールでございます。昨年度実施した18業務につきましては、お手元の資料の20ページに掲げてございます。

主なものとしては、昨年度実施した特別定額給付金のインターネットからの申請につきまして、そのデータを市の内部システムに入力する業務であったり、税の関連の業務であったり、また、遊休農地の調査結果を市の管理システムに自動入力するといった業務を実施してまいりました。

昨年度の18業務、合計で2000時間ほどのデータ入力業務を行ったところでございまして、評価でござ

いますが、人件費に換算いたしますと、およそ850万円の効果があったものと考えてございます。

あと、委員御質問のシステムの調達でございますが、こちらは、実証実験を実施したシステム、有用性を確認できたシステムの見積りを業者から取りまして、非常に安価に提供いただける業者と契約を行ったところでございます。

今後に向けての課題というところでございますが、各課におけるデジタル化を推進し、RPAが活用できる業務環境を各課において構築していくことが重要であると考えております。今年度も既に実施をしているところではあります。担当課にヒアリングを行いながら、RPAを活用し、より効果的な事務が実現できるように取組を進めているところでございます。

○小泉委員長 森委員。

○森委員 本事業の当初予算額130万円に対し、先ほど削減時間2041.5時間、850万円相当の削減効果が得られているとありましたが、かなり効率的、また効果的な事業だと認識しております。

RPA導入の際には、先ほど、各業務課からの地道なヒアリング、また調整等に労力がかかるとお聞きしましたが、業務時間短縮、また的確な情報処理で業務効率化、経費削減が図られ、職員の働き方改革、また他の業務に費やす時間が確保でき、市民サービス向上にもつながっていくと思いますので、積極的な推進をよろしくお願いいたします。

次に、議案書⑥の115ページ、第3款民生費、結婚新生活支援補助金について、お伺いいたします。

資料21ページにありますように、平成29年10月開始の事業ですが、支給件数の推移を見ますと、令和2年度では、前年度から比較して支給件数、支給総額が倍増している事業となっておりますが、事業内容、またその要因について、お伺いいたします。

○小泉委員長 柴崎参事兼子ども課長。

○柴崎福祉事務所参事兼子ども課長 ただいまの森委員の御質問にお答えいたします。

結婚新生活支援補助金につきましては、結婚に伴う経済的負担を軽減することによりまして、結婚の後押しをすることを目的として、国の地域少子化対策重点推進交付金等を活用し、平成29年10月から実施しておるものでございます。

令和2年度におきましては、委員御指摘のとおり、65件と前年度に比べて倍増し、金額も倍以上の金額になってございます。この要因といたしましては、平成29年度に始めて以降、徐々に周知が図られたということと、資料21ページを御覧いただきまして、29年度、30年度、要件の見直し等もございまして、より利用しやすくなったことと、支給上限額が緩和されてきたこと等によるものかと推測しております。

○小泉委員長 森委員。

○森委員 この事業につきましては、結婚する若い世代から大変ありがたいとの声があります。また、婚姻数、出生数の増加につながり、少子化対策ともなります。また、この事業を行う県内自治体の数が少なく、この事業を受けるために市外、また県外からも水戸市へ引っ越される方もいらっしゃるとお聞きしました。人口減少対策にもつながってきております。要件等を緩和し、事業を拡大する計画はあるか、お聞きいたします。

○小泉委員長 柴崎子ども課長。

○柴崎福祉事務所参事兼子ども課長 ただいまの御質問にお答えいたします。

県内自治体数に関しましては、令和2年度が12自治体ということで、御参考までに、3年度に関しましては18自治体まで伸びてございます。周辺では水戸市が中心でございますが、水戸市は結婚を支援しているという機運の醸成を見れば、一定の効果は得ているものと考えております。

今後につきましても、国の交付金の活用等によりまして、継続して結婚の後押しをしていきたいと考えてございます。

○小泉委員長 森委員。

○森委員 ありがとうございます。

水戸市におきまして、子どもを生み育てやすいと思っていただけるよう、さらなる周知の強化と、また支給件数を増加させて、少子化対策、また人口減少対策を強化していただければと思います。

次に、議案書⑥の117ページ、第3款民生費、認知症高齢者等おでかけあんしん保険事業について、お伺いいたします。

高齢化社会の進展に伴いまして、2020年、全国で65歳以上の高齢者の16.7%、約602万人、6人に1人程度が認知症有病者と言われ、増加傾向となっております。

水戸市での認知症有病者は、全国の割合で換算すると、平成27年で約1万1,000人となり、本事業の対象となるべき方は多いと見込まれますが、本市では、この事業に令和2年度100人を見込んで19名の加入とのことですが、事業内容、またその要因について、お聞かせ願います。

○小泉委員長 小林高齢福祉課長。

○小林高齢福祉課長 ただいまの森委員の御質問につきまして、お答えいたします。

認知症高齢者等おでかけあんしん保険につきましては、認知症高齢者等が日常生活における偶発的な事故により他者に損害を与え、損害賠償責任を負った場合に、市が契約する個人賠償責任保険を用いてその損害賠償責任を補償することにより、全ての市民が安心して生活できる環境を整備するものであります。

こちらの保険事業につきましては、令和2年度からの新規事業でありまして、要項の整備と制度設計の期間を経まして、令和2年11月から受付を開始したところでございます。当初予算では保険加入者100人と見込んでおりましたが、令和2年度の執行状況につきましては、事業開始の遅れもありまして、加入者19人という執行状況となっております。

○小泉委員長 森委員。

○森委員 本事業につきましては、自己負担がなく加入しやすい事業内容になっていると思いますが、この保険加入の対象要件として、水戸市行方不明高齢者等SOSネットワーク事業への登録が必要となっておりますが、このSOSネットワーク事業の概要について、お聞かせ願います。

○小泉委員長 小林課長。

○小林高齢福祉課長 ただいまの質問につきまして、お答えいたします。

行方不明高齢者等SOSネットワーク事業につきましては、高齢者などが行方不明になった際に、市からお願いをしている登録機関に情報を提供しまして、可能な範囲で捜索に御協力いただくことで、速やかに行方不明者を発見、保護するための仕組みを構築したものでございます。

○小泉委員長 森委員。

○森委員 SOSネットワーク事業の登録が進まない、こちらの保険加入も進まない状況かというふうに思います。高齢者の事故も増える中、この事業は大変重要となってきましたので、手続方法や周知等をまた検証していただき、加入しやすい事業にしていいただければと思います。

次に、議案書⑥、137ページ、第4款衛生費のうち、不妊治療及び不育症治療の補助について、お伺いいたします。

妊娠を希望しているのに妊娠が成立しない不妊症について、夫婦の5.5組に1組が不妊治療を受けていると言われております。また、妊娠しても流産や死産を繰り返す不育症は、毎年約3万人が発症していると推計されております。

資料の23ページの推移を見ますと、令和2年度の不妊治療費補助金では、383件、9,424万7,424円と、前年度から補助額が上がっておりますが、不育症治療状況もあわせて、事業内容、執行内容状況について、お伺いいたします。

○小泉委員長 野口地域保健課長。

○野口地域保健課長 森委員の御質問にお答えいたします。

不妊治療費補助金につきましては、不妊に悩む御夫婦が負担する体外受精及び顕微授精に係る治療費に対しまして、国補助上限30万円と市単独事業上限5万円、こちらをあわせて、1件当たり最大35万円の補助を行う事業でございます。令和2年度の補助件数は383件となっておりまして、前年度に比べまして82件の増加となっております。

また、不育症治療補助金につきましては、流産、死産等を2回以上繰り返す不育症の治療を受ける御夫婦に対しまして、最大5万円の補助を行う事業でございます。令和2年度は2件の補助を実施いたしました。

不妊治療費補助金及び不育症治療補助金につきましては、子どもを望む夫婦の経済的負担を軽減いたしまして少子化対策に寄与する重要な事業でございますので、私どもといたしましても、魁のまちづくりNEXTプロジェクトに位置づけまして、引き続き周知に努め、積極的に推進してまいりたいと存じます。

○小泉委員長 森委員。

○森委員 不妊治療及び不育症治療につきましては、当事者の経済的な負担が大きな課題となっております。また、令和2年度水戸市出生数は約2,000人で、全国的にも出生率は5年連続低下しております。本市における少子化対策のためにも、相談体制の強化、また補助金申請の周知徹底をお願いしたいと思います。

次に、議案書⑥、159ページ、第6款農林水産業費のうち、学校給食における地場農産物の活用促進事業について、お伺いいたします。

昨日、袴塚委員からも、農業振興、地場産物の活用についての質問がありましたが、資料24ページにありますように、令和2年度では予算額が倍増され、活用割合の増加もしておりますが、事業内容、執行状況についてお伺いいたします。

○小泉委員長 後藤農産振興課長。

○後藤農産振興課長 ただいまの森委員の学校給食における地場農産物の活用に関する御質問にお答えいたします。

この事業は、学校給食に地場農産物を活用することによりまして、食育の推進及び農業者の支援を目的に、平成30年度より事業を実施しているものでございます。

予算のこれまでの経緯につきましては、資料の24ページに記載しているとおりでございまして、令和2年度につきましては、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を財源としました補正予算4,460万円を追加して、合計といたしまして8,829万5,000円を措置したところでございます。

令和2年度の地場農産物の活用割合といたしましては63.3%となっておりまして、この中で、令和2年度の実績といたしまして、地場農産物の購入内訳ですけれども、市内産のコシヒカリを使った米粉パンに1,589万円、それから納豆に903万円、とり肉に856万円、常陸牛に604万円、そのほか43品目に約3,700万円、合計の決算といたしまして8,400万9,906円というふうになってございます。

以上でございます。

○小泉委員長 森委員。

○森委員 子どもたちに聞いたところによりますと、給食だより、また給食前の放送を使って地場農産物を使ったMI TOごはんの説明等がありまして、地元へ愛着を感じるという工夫がされているとお聞きしました。コロナ禍の長期化に伴いまして、さらなる事業者・農業者支援、食育を推進していただきたいと思っております。どうぞよろしくお願い申し上げます。

最後に、議案書⑥、155ページ、第5款労働費のうち、オンライン合同企業説明会参加支援について、お伺いいたします。

コロナ前は対面型で行われていた企業説明会ですが、コロナ禍に伴い、オンラインでの合同企業説明会を開催されておりますが、資料25ページにあります第1回と第2回を比較して、参加企業数の減、参加学生数の増について、本事業の内容を含めて御説明をお願いいたします。

○小泉委員長 長谷川参事兼商工課長。

○長谷川産業経済部参事兼商工課長 ただいまの御質問にお答えいたします。

オンライン合同企業説明会につきましては、非対面による開催のノウハウと実績を持つ民間事業者等との連携により、昨年8月と本年2月に開催いたしました。2回の開催で延べ599名の市内外の大学生や専門学校生が参加し、市内企業を中心とした延べ54社の企業概要や採用情報を得られる貴重な機会になったものと考えております。

こちらの1回目と2回目の企業数の差でございますが、周知のほうも徹底してきたところでありますが、残念ながら手を挙げていただける企業数が2回目は少なかったということで、ちょっと分析等にまでは至っておりません。申し訳ございません。

参加学生数につきましては、やはりこういったオンラインの合同企業説明会が各地域等でも開催されるようになりまして、学生さんも慣れてきたということで、参加する学生数も増えたのではないかと推測しております。

○小泉委員長 森委員。

○森委員 今、コロナの状況で、なかなか対面では難しい状況かとは思いますが、対面の企業説明会でしか



企業側も得られないものがあるということでもあります。また、今回、コロナ禍を機に開催されたオンライン合同企業説明会ですが、今後、対面と、またオンラインをどのような方向で考えているか、お聞かせ願います。

○小泉委員長 長谷川商工課長。

○長谷川産業経済部参事兼商工課長 ただいまの御質問にお答えいたします。

やはり今後、コロナ禍がどのようになっていくのかという不透明な状況の中ではございますが、感染症対策を講じた上で対面による就職面接会の実施とともに、オンラインによる企業説明会もあわせて開催しまして、対面、非対面による両方の手法を活用しながら、ポストコロナ時代に対応した学生と企業のマッチング機会の創出に努めてまいりたいというふうに考えております。

○小泉委員長 森委員。

○森委員 オンラインの企業説明会ですと、全国どこからでも本市の説明会に参加ができると。また、UIJターンの促進にもつながってまいりますので、どうか対面式とあわせた事業継続をお願いしたいと思っております。

以上で質問を終わります。

○小泉委員長 それでは、森委員の通告に関連する質疑があれば発言を願います。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○小泉委員長 よろしいですか。

ないようでございますので、以上で、森委員の通告に関する質疑を終わらせていただきます。

それでは、暫時休憩いたします。

午前 11時 40分 休憩

---

午後 1時 0分 再開

○小泉委員長 それでは、休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

それでは、通告に基づく質疑を行います。

中庭委員から発言を願います。

中庭委員。

○中庭委員 中庭です。幾つか質問したいと思っております。

1つ目は、一般会計の中の市税について、これは請求資料の26ページから書いてありますけれども、質問したいと思います。

コロナ禍で市民の収入が減りまして、倒産する企業が増えております。水戸市は、市税を滞納した場合、差押えを実施しておりますけれども、その件数、そしてその内訳ですね、年金、給料の差押えの件数について、お伺いいたします。

○小泉委員長 高安収税課長。

○高安収税課長 ただいまの中庭委員の御質問にお答えいたします。

市税の差押えの内訳につきましては、提出させていただきました令和3年度決算特別委員会資料26ペー

ジを御覧願います。

差押えの状況でございますが、令和2年度における市税の差押件数は全体で1,078件となっており、前年度と比べ110件増加しております。主な差押財産につきましては、預金や生命保険、給与などとなっております。

○小泉委員長 中庭委員。

○中庭委員 この内訳を見ますと、年金が33件、給与等の差押えが494件ということになっておりまして、これでは生活ができなくなってしまうのではないかと思います。特に水戸市の国保税は所得に比べて大変高く、1人当たり10万円と。滞納世帯は9,000世帯にも上って、その7割は年所得100万円以下という低所得世帯が占めてるということで、国保税を納めるのがやっとなわけですね。

こういう中でちょっとお聞きしたいのは、市税や国保税の徴収に当たって、徴収猶予、それから国保税のコロナの特例減免、これはどういうふうな状況になってるのか、お答えいただきたい。

○小泉委員長 高安収税課長。

○高安収税課長 ただいまの御質問にお答えいたします。

新型コロナウイルス感染症拡大に係る市税の徴収猶予の特例措置の状況でございますが、令和2年度におきましては、932件、約3億5,600万円の猶予を行っております。

○小泉委員長 中庭委員。

○中庭委員 国保税のコロナ減免はしてないんですか。あれは国保年金課か。

○小泉委員長 関根国保年金課長。

○関根国保年金課長 ただいまの御質問にお答えいたします。

新型コロナウイルス感染症に係る国保税の減免につきましては、決算特別委員会資料の47ページの8に国保税減免状況に減免件数をお示ししておりますので、御覧願います。

令和2年度分の新型コロナウイルスに係る国保税の減免件数等でございますが、減免件数が391件、減免額が7,127万8,200円となっております。

○小泉委員長 中庭委員。

○中庭委員 ぜひ積極的な徴収猶予、国保税の減免、特例減免をしていただきたいと思います。

それから、市税の延滞金というのは非常に高く、14%以上の延滞金がかかっているんですけども、国保税の場合はコロナ禍で延滞金の減免がない状況になっているんですけど、なぜ減免件数が少ないのか、お答えいただきたい。

○小泉委員長 高安収税課長。

○高安収税課長 ただいまの御質問にお答えいたします。

令和2年度における市税の減免件数につきましては、全体で8件となっております。また、国民健康保険税の延滞金の減免の状況でございますが、令和2年度はゼロ件となっております。

延滞金の減免につきましては、水戸市市税条例施行規則に規定がありまして、災害または盗難により損失を受けたとき、生活保護法の規定による扶助を受けていたときなど該当要件を定めており、納税相談の際に

よく事情をお聞きし、該当すると思われるときには減免について御案内をしております。その結果、市税の減免件数が8件となったものでございます。

○小泉委員長 中庭委員。

○中庭委員 しかし、いずれにしても8件、それから国保税の延滞金の減免がゼロというのは少な過ぎると思いますので、ぜひ積極的な減免をしていただきたいと思います。

それから、4つ目はですね、茨城租税債権管理機構に対する徴収委託の件数について、お答えいただきたい。

○小泉委員長 高安課長。

○高安収税課長 ただいまの御質問にお答えいたします。

令和2年度に茨城租税債権管理機構へ移管した案件数でございますが、63件となっております。

○小泉委員長 中庭委員。

○中庭委員 この63件のうち、国保税の取立ても含めて委託は何件あったのか、お答えいただきたい。

○小泉委員長 高安収税課長。

○高安収税課長 ただいまの御質問にお答えいたします。

先ほど申し上げました63件のうち、国民健康保険税を含むものにつきましては56件でございます。

○小泉委員長 中庭委員。

○中庭委員 結局ですね、租税債権管理機構に徴収委託してるのは63件のうち56件ということで、高過ぎて払いたくても払えない国保税の取立てを債権機構に委託してるということだと思えます。特に債権管理機構はですね、過酷な取立てを行うということで自殺者まで出してるというのが実態なので、ぜひ債権管理機構に対する委託はやめていただきたいと思います。

次の質問なんですけど、不納欠損処分の在り方なんですけども、これは請求資料の7ページに出ておりますけども、破産、倒産、資産もなく税金を払えないという場合には、速やかに不納欠損処分すべきだと思うんですが、しかし、ここにある倒産、廃業による不納欠損処分の割合というのは全体の15%、2,025件になっているということで、倒産、破産した場合には、積極的な不納欠損処分をすべきだと思うんですけど、いかがかというのが1つ。

それから、もう一つはですね、5年経過による時効消滅となっているのがありますけども、時効延長を申し出なければ時効にならないという状況になってるんですか。それをお答えいただきたい。

○小泉委員長 高安収税課長。

○高安収税課長 ただいまの御質問にお答えいたします。

地方税法の執行停止に係る即時消滅につきましては、その適用できる要件といたしまして、滞納している法人が廃業し、事実上事業の再開が見込まれないときや、毎月の収入が法令に定める差押禁止額以下で将来回復する見込みがないことが明らかであるとき、また、外国人就労者が滞納したまま帰国してしまったときなど、地方公共団体の徴収金を徴収することができないことが明らかであるときに適用しているものでございます。滞納者の調査を進める中でこうした事実が明らかになったものにつきましては、しっかりと適用をしております。

もう一点、地方税法第18条第1項に基づく5年時効による時効の消滅ということですが、こちらにつきましては、執行停止期間が3年間継続する前に5年の時効が到来するものにつきましては、こちらの5年時効による時効消滅のほうに記載してございます。

○小泉委員長 中庭委員。

○中庭委員 分かりました。積極的な時効の援用を求めたいというふうに思います。

次の質問は職員体制についてですが、今、公務員の中でも非正規の労働者が増えてその処遇改善が求められてるということだと思うんです。

水戸市でも非正規の職員が増えてるということで、まず第一に、昨年度、非正規職員が会計年度任用職員になりましたけれども、その割合ですね、職員に占める会計年度任用職員の割合は何%なのか、お答えいただきたい。

○小泉委員長 安里人事課長。

○安里人事課長 ただいまの中庭委員の質問にお答えいたします。

令和2年度から制度を開始しました会計年度任用職員の人数と全職員に占める割合につきましては、人事課提出の決算特別委員会資料にて御説明させていただきます。

資料30ページをお開き願います。

上段3、常勤職員及び非常勤職員数の構成比率の推移について、お示ししております。列の一番右側、令和2年4月1日現在、会計年度任用職員の人数は合計で1,015人となっており、全職員3,119人のうち32.5%を占めております。

○小泉委員長 中庭委員。

○中庭委員 そうすると、大体3分の1は非正規の職員、会計年度任用職員になってるのが現状だと思います。

2つ目の質問は、会計年度任用職員になると待遇がよくなるということが主張されましたが、しかし、実際今回の資料を見ますと、例えば一般事務の職員の場合、一昨年は月額報酬10万円だったのが、昨年度の場合は9万6,400円になったということで、待遇が下がった方もいらっしゃるんですけども、これについてはどういうふうに考えているのか、お答えいただきたい。

○小泉委員長 安里人事課長。

○安里人事課長 ただいまの中庭委員の御質問にお答えいたします。

令和2年度から導入しました会計年度任用職員の報酬水準につきましては、任用する職員に必要な資格や経験年数などを踏まえて決定することとしております。

基本的には、令和元年度まで任用しておりました嘱託員が令和2年度、同様の職種に会計年度任用職員として任用された場合、令和元年度の報酬についても下回らないような設定をすることとしております。また、一部の職種において、月額報酬の基礎額の引下げのほうはございましたが、年収ベースで見ますと、今まで支給されてこなかった期末手当が支給されることから、待遇が悪くなることはないものと考えております。

○小泉委員長 中庭委員。

○中庭委員 要するに、会計年度任用職員になったとしても待遇が下がる人もいらっしゃるということであ

りますので、積極的に待遇を改善する。要するに期末手当が出るから同等になるんだといっても、基本給が減ってしまうということなので、ぜひこれは改善していただきたいというふうに思います。

それから、非正規で5年以上働いた場合に、法律の改正によって、本人の申出によって有期雇用から無期雇用になることになりました。これは会計年度任用職員にも該当するのか。私が市役所の中で職員を見ておりますと、もう長年ですね、10年以上、15年以上働いてる方もいらっしゃいますが、しかし正職員になっていないという方はたくさんいらっしゃるの、その点の改善はどうなってるのか、お答えいただきたい。

○小泉委員長 安里人事課長。

○安里人事課長 ただいまの中庭委員の質問にお答えいたします。

有期雇用期間が5年を超え、労働者の申出があった場合には、無期雇用に転換しなければならない労働契約法第18条の適用についての御質問だと思われませんが、同第21条第1項の規定により、国家公務員及び地方公務員は同法の適用が除外されており、本市非正規職員として5年以上任用され本人から申出があった場合でも、無期雇用への転換はございません。

○小泉委員長 中庭委員。

○中庭委員 なぜ適用にならないんですか。要するに公務員は、5年以上働いてもずっと非正規で働かなければならないと、無期限雇用にならないというのはなぜなのか、お答えいただきたい。

○小泉委員長 安里人事課長。

○安里人事課長 基本的には労働契約ということで、民間の従業員と雇用主に対する雇用関係は契約によるものかと思われませんが、行政の場合におきましては、任命権者から任用するという行政行為と考えられておりますので、労働契約法の適用が除外になっているものと考えられます。

○小泉委員長 中庭委員。

○中庭委員 私はですね、ぜひこれは改善していただきたいと思います。

次に、保育士、幼稚園教諭の会計年度任用職員の数と、その待遇の改善がどのように行われたのか、お答えいただきたい。

○小泉委員長 安里人事課長。

○安里人事課長 ただいまの中庭委員の御質問にお答えします。

保育士、幼稚園教諭の非正規職員の人数と職員に占める割合につきましては、令和2年4月1日現在で、保育士・幼稚園教諭会計年度任用職員を105人任用しております。正職員150人との合計255人のうち、会計年度任用職員の占める割合は41.2%となっております。

また、保育士、幼稚園教諭の処遇改善につきましては、令和元年度月額報酬基礎額が約18万4,000円であったものが、令和2年度から、会計年度任用職員報酬基礎額を20万800円に改善いたしました。また、先ほど御説明したように、これまで嘱託員及び臨時職員には期末手当、いわゆるボーナスは支給されておりましたが、令和2年度の制度の導入にあわせて、一定の勤務条件を満たす会計年度任用職員を対象に期末手当を支給することとし、処遇改善を図ったものでございます。

○小泉委員長 中庭委員。

○中庭委員 分かりました。ぜひ今後も処遇を改善していただきたいと思います。

次に、女性職員の管理職の登用の問題ですけど、今、ジェンダー平等が大きな社会的な流れになっております。水戸市でも女性の管理職の登用が求められてる。女性の部長は1人しかいません。そういう点で、現在の女性管理職の登用の人数と、それから登用する目標については何%なのか、お答えいただきたい。

○小泉委員長 安里人事課長。

○安里人事課長 ただいまの中庭委員の御質問にお答えします。

管理職に占める女性職員の人数と割合につきまして、人事課提出の決算特別委員会資料にて御説明いたします。

資料29ページをお開き願います。

令和2年度の女性管理職員の人数につきましては、資料上段1、女性管理職員の人数と構成比率について記載のとおり、列の一番右側が令和2年度の状況となっております。その中で、女性職員は合計55人、全管理職356人のうち女性職員の占める割合は15.4%となっております。令和元年度と比較しますと、人数にして5人、割合のほうは1ポイントの増となっております。

しかしながら、資料米印に記載のとおり、本市の女性職員活躍推進行動計画における令和2年度の目標値のほうは22%となっており、目標を達成できていないような状況となっております。そのため、行財政改革プラン2016後期実施計画において、令和5年度までに20%に引き上げることを新たな目標値としております。

今後も、女性職員がその能力を最大限に発揮できるよう、適正な人事配置や能力開発、キャリア形成支援等を図るとともに、将来的に管理職を担う人材を計画的に確保できるよう、女性職員を係長などに積極的に登用し、人材の裾野の拡大に努めてまいります。

○小泉委員長 中庭委員。

○中庭委員 女性職員を積極的に登用して、やっぱり目標を20%としてるわけですから、ぜひ早期に達成できるようにしていただきたいと思います。

次は、新市民会館整備事業費についてです。

昨年の決算では、新市民会館の事業費として42億8,500万円が支出されました。これは何に使われたのか明らかにしていただきたい。

○小泉委員長 須藤新市民会館整備課長。

○須藤新市民会館整備課長 ただいまの新市民会館整備事業についての御質問にお答えいたします。

請求資料の32ページをお開きください。

令和2年度決算額の内訳につきましては、資料の1、(3)に記載の42億8,500万円の保留床取得費が大部分を占めておりまして、残りは附帯事務費でございます。

公有財産購入費で支出いたしました保留床取得費につきましては、新市民会館の用に供するための保留床等の取得に関する契約を泉町1丁目北地区市街地再開発組合と締結し、令和2年度に契約額の一部を支出したものでございます。

対象となる建物及び土地につきましては、(1)及び(2)に記載のとおり、泉町1丁目北地区第一種市街地再開発事業の施設建築物及び施設建築物敷地でございます。令和2年度の支出額は、(3)のとおり、42億

8,500万円でございます。(4)に年割額を記載しておりますが、令和2年度から4年度の継続費を設定しております。全体額185億2,000万円のうち、令和2年度の現年度決算額が右の欄の42億8,500万円ということになります。

以上です。

○小泉委員長 中庭委員。

○中庭委員 いろいろ、るる説明されましたけど、いずれにしてもですね、総額で353億円もの建設費をかけて市民会館を造るということは、最小経費の原則に反しており、やっぱり市民の多くの皆さんの理解は得られていないというふうに思いますので、この支出は認められないというふうに思います。

次に、生活保護費について質問したいと思います。

1つは、扶養照会の件なんですけども、水戸市では行政改革の一環として、生活保護費も削減されております。扶養照会は、親族に知られたくないとの理由で生活保護を受ける場合の障害となっております。しかし、水戸市は、この36ページに書いてありますように、2名の扶養義務調査員を雇用して、幾ら金銭的な援助ができるのかということで、扶養届出書を親族に出させているということでもあります。そして扶養届出書はですね、金銭的な援助が幾らできるのか、そして給与証明書、住宅ローンの返済の添付まで求めているということでもあります。

その結果、生活保護申請をためらうことになり、受給をためらう結果になっているというふうに思いますが、水戸市の認識をお伺いしたいと思います。

○小泉委員長 櫻井生活福祉課長。

○櫻井生活福祉課長 中庭委員の生活保護についての御質問にお答えいたします。

扶養義務調査につきましては、生活保護法第4条に基づきまして、扶養義務者の扶養能力及びその他の支援の可能性について調査しているものでありまして、扶養の意向を強制するものではございません。また、扶養の可否等が保護の要否に影響を及ぼすことはなく、仮に金銭的援助があった場合に収入として取り扱うものとしてございます。

生活保護受給者の中には、親族と疎遠であるなど地域社会から孤立した方も多くおり、有事の際の支援など、親族でしか対応できない場合もありますので、金銭的な扶養の可能性のほか、特に交流の継続、回復等に重きを置いて実施しているところでございます。

また、国の通知により扶養義務の履行が期待できない者の判断基準が示されておりまして、要保護者が当該扶養義務者に借金を重ねているとか、縁が切られているなど、著しい関係不良がある場合などにつきましては扶養照会を行わないこととされておりまして、受給者から十分に聞き取りを行った上で対応してまいります。

○小泉委員長 中庭委員。

○中庭委員 今、課長が説明したように、厚生労働省から昨年度通知が出されまして、扶養照会は受給者の同意を求めるとか、あるいは保護を受ける義務ではないと、あるいは10年以上音信不通であれば扶養照会を行わないなど、様々な改善点がありました。結局これは、生活保護を受けやすくするというこのためでありまして、そういった点で水戸市は逆に、627万円の人件費をかけての2名の職員による調査は国の通

知に反するものではないかと。県内では水戸市だけですからね。そういう点で調査は中止すべきではないかと思うんですけども、水戸市の考え方をお聞かせいただきたい。

○小泉委員長 櫻井生活福祉課長。

○櫻井生活福祉課長 お答えいたします。

先ほど申し上げたように、扶養義務調査の重きを置いてる部分につきましては、交流回復という部分でございます。しかしながら、先ほど国のほうからの通知にありましたように、著しい関係不良がある場合につきましては、対象者からよく話を聞いた上で対応してまいりたいと考えております。

○小泉委員長 中庭委員。

○中庭委員 次に、生活保護の申請・相談件数と実際に申請ができた数について質問したいんです。これは資料の35ページにも出ておりますけども、生活保護の相談件数は、昨年度1,536件でありました。そのうち実際に保護申請ができたのは、3分の1の580件、残りの3分の2の956件は申請まで至らなかったということで、かなり狭き門になっております。最近でも、8万円の貯金があるために申請できなかったという人の訴えをお聞きしました。

生活保護制度の活用は国民の権利でありまして、生活に困窮したときはためらわずに利用することを国も求めているわけですが、この3分の1しか申請に至らなかったということはどういうことなのか、お答えいただきたい。

○小泉委員長 櫻井課長。

○櫻井生活福祉課長 お答えいたします。

相談件数と申請件数の差の主な理由でございますが、初回の相談時に交付した申請書を後日提出されるという方が多いという点が挙げられます。その場合、集計上、相談件数は2件となりまして申請件数は1件となることから、差が生じることとなります。

また、そのほかにも、収入や資産等の状況から明らかに要保護状態でないケースや他の世帯員の申請意思の確認がされていないなど、引き続き状況を把握する必要があるケースもあることから、申請までに数回相談をすることになりますので、そういった差が生じているということでございます。

○小泉委員長 中庭委員。

○中庭委員 やっぱり今、コロナ禍で暮らしが大変になった中で、生活保護の相談の窓口生活保護の申請書を置いて、意思があれば提出できるという状況に変える必要があるんじゃないかと。生活保護の相談を受けてから、合致するか合致しないかによって申請を出してるんじゃないかと思うんですけど、これはいかがでしょうか。改善できるでしょうか。

○小泉委員長 櫻井生活福祉課長。

○櫻井生活福祉課長 お答えいたします。

申請書につきましては、複数枚書くものがあったり、よく支援をしながらでないとなかなか全部整わないという部分もありますので、やはり相談をした上で、そこで対応してまいるのが一番いいかと考えております。

○小泉委員長 中庭委員。



○中庭委員 それでは結局、生活保護の窓口で選別をするということになりますので、申請をまず受け付けるといことが大事だと思いますので、ぜひ改善していただきたいと思います。

それから、生活保護を受けにくくしているもう一つの理由に車の保有を認めていないということがあります。しかし、水戸市の場合、バス路線が少ない、それから車がないと病院に通院できない、通勤できないという場合があります。特に母子家庭では、保育所の送迎、通勤などに車が必要ですが、水戸市で車の使用を認めている件数は29件しかないということでもありますので、結局バスの路線が少ない地方ほど母子家庭の保護率が低くなってしまいます。その差は、東京などの都心と比較すると30分の1の保護率という調査結果もあります。

したがって、水戸市は車の保有に対してどのような対応をしているのか、お答えをいただきたい。なぜ29台しか認めていないのか、お答えいただきたい。

○小泉委員長 櫻井生活福祉課長。

○櫻井生活福祉課長 お答えいたします。

車の保有につきましては、保有容認の要件が事業または業務での使用、公共交通機関が利用困難な場合等における通勤や通院及び障害者の通勤等の場合などとなってございますので、該当する世帯につきましては、保有を認めているところでございます。また、新型コロナウイルス感染症の影響により生活保護の受給に至った方の求職活動や通勤の場合におきましても、同様の制度運用を行っているところでございます。

○小泉委員長 中庭委員。

○中庭委員 それにしてもですね、29件しか認めていないと。この36ページを見ても、事業用、これは健常者の場合は4件しか認めてない、それから通勤用でも9人しか認めていない。障害者の通院でも16件しか認めてないということで、あわせて29件ですよ。生活保護を受けている方は5,000人を超しているわけですよ。だから、そういう点では車の利用が非常に困難になってるということで、ぜひこれは改善していただきたいというふうに思います。

次に、生活保護を受けた場合、熱中症の対策として、特に高齢者世帯が必要だというふうに請求すれば、エアコンの設置費用というのが支給されるんですけども、その件数はどうなってるのかというのと、あと生活福祉資金の利用件数はどうなってるのか、お答えいただきたい。

○小泉委員長 櫻井課長。

○櫻井生活福祉課長 お答えいたします。

資料の36ページをお開き願いたいと思います。

下から2つ目の丸のエアコンの購入・設置に記載のとおり、支給した件数が令和2年度5件で、社会福祉協議会の貸付けを利用した世帯が2件でございます。

○小泉委員長 中庭委員。

○中庭委員 これはあまりにも少ないと思います。特に8月は熱中症等による緊急搬送もかなり行われましたので、ぜひですね、地球温暖化の中でやっぱり熱中症対策は必要ですから、エアコンの設置費用の支給を認めていただきたいと思います。

じゃ、生活保護では最後に住居確保給付金なんですけども、昨年度実施された住居確保給付金の件数につ

いて、昨日の委員会では307件、そして支給額は約5,828万円、1世帯平均19万円という答弁がありました。それにしてもなかなか借りられないというのがありますけども、どのような広報をしてるのか、お答えをいただきたい。

○小泉委員長 櫻井課長。

○櫻井生活福祉課長 お答えいたします。

住居確保給付金の広報についてでございますが、「広報みと」、あと市のホームページ等で紹介しております。

○小泉委員長 中庭委員。

○中庭委員 実はですね、この8月でしたか、飲食店が廃業したために、そこで働いている方が家賃を払えずに結局ネットカフェ生活になり、そのうちホームレスになって路上生活になってしまったというふうなことがありました。最終的には生活保護の申請をしたんですけども。いずれにしてもですね、今、そういう居酒屋だとか飲食店だとかで働いている方が失業したためにホームレスになってしまうという例もありますので、ぜひこれは積極的な宣伝をお願いしたいというふうに思います。

次に、特別障害者手当について質問したいと思います。

特別障害者手当は、精神や身体に著しく重い障害があつて常時介護が必要な方に対して月2万7,350円を支給するということとなります。水戸市の昨年度の受給者はどうなっているのか、3年ぐらいの間どうなっているのか、お答えいただきたいと思います。

○小泉委員長 平澤障害福祉課長。

○平澤障害福祉課長 ただいまの中庭委員の御質問にお答えいたします。

特別障害者手当の過去3年の本市の受給者数につきましては、平成30年度末に185人、令和元年度末には191人、令和2年度末には212人と、わずかではありますが増加傾向になっております。

○小泉委員長 中庭委員。

○中庭委員 増加傾向はいいわけなんですけども、しかしですね、この制度は、要介護4とか5の方も該当するということになっております。昨年度、水戸市の要介護4と5の人の合計は2,499人となっておりますから、そういう点では、特別障害者手当の対象はその1.2倍もいるということでもあります。障害者手帳はなくても、医者認定、診断書があれば支給されるけども、高齢者も該当する権利を持っておりますので、この制度について知ってる人は少ないんじゃないかと思いますが、水戸市では受給してもらうための努力をどうしているのか、お答えいただきたい。

○小泉委員長 平澤課長。

○平澤障害福祉課長 ただいまの御質問にお答えいたします。

特別障害者手当を含めまして、手当の関係についてのお知らせを「広報みと」におきまして年2回実施しております。また、市のホームページにおきまして、手当関係の情報を掲載している状況でございます。

○小泉委員長 中庭委員。

○中庭委員 私もそのページはちらちら見ましたけれども、私は、やっぱり特別障害者手当だけの案内チラシを作ってもっと多くの方に啓発、広報するというのが必要じゃないかと思うので、ぜひそういう努力

をしていただきたいと思います。

次に、開放学級について質問したいと思います。

昨年度、水戸市は、13の小学校の開放学級を民間委託にいたしました。本来ならば、水戸市が開放学級の事業をするために、民間任せではなくて、直営を維持して開放学級の中身を豊かにすべきだったと思います。しかし民間委託によってですね、支援員の待遇がよくなった人、あるいは悪くなった人もおりましたが、時給900円台で支援員を募集してるというのもありました。

民間委託によって支援員の待遇は改善されたのか、お答えいただきたいと思います。

○小泉委員長 大和放課後児童課長。

○大和放課後児童課長 中庭委員の御質問にお答えいたします。

民間委託後も、これまでに水戸市で働いていました開放学級業務従事者の処遇につきましては、本市の報酬額を下回らないように配慮することと仕様書に載せて委託しております。民間委託後、新規採用する場合については、民間業者さんの考えがありますので、これに当てはまらないものと考えております。

○小泉委員長 中庭委員。

○中庭委員 私は、民間委託になって、開放学級の中にいる情緒障害児、知的障害児等の支援については、やっぱり支援員を増やして、そして1対1でも対応するようにすべきだと思うんですけども、民間委託になった中で、そういうものになってないという要望も出されておりますので、水戸市の教育委員会は、現場の声、要望をどう捉えているのか、お答えいただきたい。

○小泉委員長 大和課長。

○大和放課後児童課長 ただいまの御質問にお答えいたします。

民間委託後も委託業者は、開放学級支援員代表、学校の開放学級事務担当者、保護者代表等で構成されます開放学級運営委員会を実施しまして、通常も学校の開放学級事務担当者を通じて学校との連絡、連携を十分に行い、情報共有を図るとともに、円滑な運営に努めております。

また、学校の管理職経験者を訪問指導員として2人配置しておりまして、全ての開放学級に月1回程度の定期的な訪問を行っております。訪問指導員は、支援員の声を直接聞いて、支援員への適切なサポートをしております。

○小泉委員長 中庭委員。

○中庭委員 開放学級において、専用教室は増えたのか、お答えいただきたい。

それから、開放学級が昨年はコロナの休業によって、午前中から預かるということになりましたけれども、その体制はどうだったのか、お答えいただきたい。

○小泉委員長 大和放課後児童課長。

○大和放課後児童課長 ただいまの御質問にお答えいたします。

開放学級の実施施設につきましては、本市では余裕教室の活用を基本とし、不足する場合は開放学級の専用棟を建設するなど、実施施設の整備に積極的に取り組んでおります。

令和3年3月31日の状況は、放課後児童課資料の33ページ、34ページを御覧ください。74学級のうち、専用教室で実施した開放学級は34学級でございます。昨年度と比べまして、新たな専用棟を建設し

たことにより、渡里小学校の2学級、稲荷第一小学校の2学級、新たに4教室増となっております。全体では7教室の増となりました。

あともう一点、学校の臨時休業に伴い、開放学級の開設に要した経費についてということですが、令和2年の4月から6月の学校の臨時休業に伴いまして、午前中に開放学級を開設するための費用につきましては、20校の直営分の支援員の報酬額及び通勤に係る費用として、午前中に勤務した276人の支援員に1,347万435円を支出いたしました。また、民間委託している13校の委託料の増額分としまして、1,287万2,105円を支出いたしました。

○小泉委員長 中庭委員。

○中庭委員 ぜひですね、開放学級は今後も充実させていただきたいと思います。

次に、市営住宅について、お伺いいたします。

これは請求資料の38、39ページに出ておりますけれども、市営住宅の家賃の減免の実施状況について、お聞きしたいと思います。

水戸市は、昨年6月から市営住宅の家賃の減免制度を改正いたしました。住民税が非課税であれば家賃を減免できるとしたわけですが、その結果どのぐらい減免件数が増えたのか、お答えいただきたい。

○小泉委員長 砂川住宅政策課長。

○砂川住宅政策課長 ただいまの中庭委員の御質問にお答えいたします。

昨年度改定しました家賃減免制度の実績ということだと思いますけれども、委員が今お話ししたとおり、昨年の6月1日に改正しまして、実際の施行は7月1日ということで実施させていただきました。

年度途中からの制度改正ということもございましたが、昨年度の申請実績は678件でありまして、前年と比較しますと18件の増ということでございました。

○小泉委員長 中庭委員。

○中庭委員 私は、これはちょっと少な過ぎるんじゃないかと思うんですね。今回の改正点は、生活保護以下の収入でなければ減免しないというのを、住民税非課税世帯でも減免するというふうに範囲を広げたわけなんですけれども、18件しか増えてないということなので、この家賃の減免制度のいわゆる宣伝をもっとしていただきたいと思います。

それから、2つ目は、昨年度、市営住宅の建て替えはどうだったのかということと、新設住宅はあったのかというこの2点について、お答えいただきたい。

○小泉委員長 砂川住宅政策課長。

○砂川住宅政策課長 ただいまの中庭委員の御質問にお答えいたします。

令和2年度の市営住宅の建て替え事業につきましては、河和田住宅の319棟と砂久保住宅の2棟の建設がございました。河和田住宅319棟につきましては、鉄筋コンクリート造6階建ての30戸でございました。また、砂久保住宅につきましては、鉄筋コンクリート造4階建ての16戸ということでございます。

また、今後の建て替えということだと思うんですが、319棟以降の河和田住宅の建て替え計画につきましては、今後の公営住宅のニーズですとか社会情勢を踏まえまして、現在計画の見直しを進めているところでございます。年度内に方針決定をしていきたいと考えておりますので、よろしくお伺いいたします。

○小泉委員長 中庭委員。

○中庭委員 やっぱり50年以上たった老朽化した市営住宅がたくさんありますので、ぜひこの建て替えの計画を進めていただきたいというふうに思います。

それから、3つ目は、昨年、市営住宅の入居に当たって、風呂釜や風呂おけを設置するという方針を出しておりましたが、設置した件数は何件なのか、お答えいただきたい。

○小泉委員長 砂川課長。

○砂川住宅政策課長 ただいまの中庭委員の御質問にお答えいたします。

風呂釜等の設置につきましては、平成30年3月策定の水戸市公営住宅長寿命化計画（第2次）におきまして、設置の方針を定めてございます。その中で、3階以上の住戸につきましては、希望者があったときに入居決定にあわせて随時対応するというようにしておりますが、前年度の実績としましてはございませんでした。

以上です。

○小泉委員長 中庭委員。

○中庭委員 3階以上に入居した場合のみ風呂釜を設置するというので、結局多くの方は補助を受けていないということなので、市営住宅に入居するに当たって、風呂釜がないために最初に風呂を買わなければならない。これは大体19万円ぐらいするんですけども。結局その結果入居をためらう、空き家になるという悪循環に陥っておりますから、市営住宅の1階からでもお風呂を設置するよう改善できないのか、お答えいただきたい。

○小泉委員長 砂川住宅政策課長。

○砂川住宅政策課長 ただいまの中庭委員の御質問にお答えいたします。

市営住宅の1、2階につきましては、ある程度入居希望者がいるということでございまして、その分については各自御負担していただきたいと考えてございます。3階以上につきましては、入居者の確保という面において市のほうで対応していきたいと考えてますので、よろしく願いいたします。

○小泉委員長 中庭委員。

○中庭委員 あと12分しかないので、これからは簡単に質問したいと思うんですけども、1つは、泉町1丁目の再開発ですけども、これは市民会館の問題にもなるわけですけど、請求資料41ページに、再開発事業の負担金補助及び交付金として17億2,354万円が記載されています。この事業の中身は何なのかということと、あと周辺道路の整備費1億6,181万円のお金は何に使われたのか、お答えいただきたい。

○小泉委員長 大和技監兼泉町周辺地区開発事務所長。

○大和都市計画部技監兼泉町周辺地区開発事務所長 ただいまの中庭委員の御質問にお答えいたします。

御質問の市街地再開発事業と公共施設管理者負担金のほうの合計の17億2,354万円の明細についてですが、資料の43ページを見ていただきまして、まず中段にあります公共施設管理者負担金のほうなんですけど、こちらにつきましては、合計として3億2,576万円となっております。

再開発組合が執行した内容につきましては、平成30年が道路部分に係る既存の建物の解体と地下部の解体工事となっております。令和元年度につきましては、内訳は、道路に係る既存建物（地下部）の解体工事

費や道路照明等の詳細設計委託費、そのほか道路改良工事などの公共施設工事費に充てております。

下段のほうの市街地再開発事業補助金、これは合計額で13億9,778万円となっておりますが、この内容につきましては、平成30年が既存建物の解体と地下部の解体工事、あと施設建築物の新築工事となっております。令和元年度につきましては、施設建築物の新築工事、令和2年度の現年につきましては、工事監理業務委託と下水道取付管閉塞工事となっております。

続きまして、御質問のありました泉町周辺地区についての令和2年度の予算について、何に使用したかということなのですが、こちらに関しましては、幹線市道4号線及び都市計画道路7・5・9号芸術館西通り線（北工区）の前払い金と、あと市道上市196号線に係る用地費、その他補償費となっております。

以上です。

○小泉委員長 中庭委員。

○中庭委員 今回の答弁では、今回のこの内訳を見ますと、旧京成百貨店のビルの解体、そういうものを負担するということなんですよ。要するに水戸市は、もともと旧京成百貨店の移転補償ということで30億円も補償しながら、さらにまた今回の予算で解体費まで負担するということなので、これはちょっと認められないというふうに思います。

それから、2つ目は、周辺道路整備の1億6,181万円は、先ほどの答弁では、市道上市196号線までの拡幅工事だと。これは結局、市民会館の駐車場建設のために無理やり移転を行ってきた内容でありますので、そういう点ではこれも認められないというふうに思います。

次に、教育費の幼稚園についてなんですけども、昨年度廃止した幼稚園というのは幾つあったのか、どの幼稚園なのか、お答えいただきたい。

○小泉委員長 松本幼児教育課長。

○松本幼児教育課長 ただいまの中庭委員の御質問にお答えします。

令和2年度末に飯富幼稚園及び稲荷第二幼稚園の2園を廃止いたしました。

以上でございます。

○小泉委員長 中庭委員。

○中庭委員 そうすると、昨年度は2園を廃止いたしました。今年度も9月議会で検討されてる議案でも、妻里、梅が丘などの幼稚園を廃止するということですので、これはぜひやめていただきたいと思います。

最後に、特別会計について質問したいと思います。

国保税についてなんですけども、昨年度、水戸市は国保会計は黒字になりましたが、この黒字は幾らだったのか、お答えいただきたい。

○小泉委員長 関根国保年金課長。

○関根国保年金課長 ただいまの御質問にお答えいたします。

国民健康保険会計の決算状況につきましては、決算特別委員会資料の45ページの3、国保会計の年度別収支にお示ししておりますので、御覧願います。

令和2年度の国民健康保険会計の決算状況でございますが、歳入歳出差引額で約9億3,528万1,000円の黒字となっております。

○小泉委員長 中庭委員。

○中庭委員 そうすると昨年度は、9億3,528万円の大幅な黒字になりました。その前の年が1億1,176万1,000円ですから、今までの黒字と比べても、9倍近くも黒字が増えたということでありませう。特に国保税は所得に比べて高く、1人当たり10万円、そして9,000世帯が滞納してる、せざるを得ない。そのうちの7割が年所得100万円以下ということなので、これを活用して値下げをする計画はあったのかなかったのか、お答えいただきたい。

○小泉委員長 関根国保年金課長。

○関根国保年金課長 決算のほうにつきましては黒字となりましたが、直ちに国保税の値下げにつながるものではなくて、今後の国保事業費納付金の変動や高齢化等により医療費の増となりまして、繰越金等による一定の財源確保を図ってまいりたいと考えております。

○小泉委員長 中庭委員。

○中庭委員 ぜひ値下げをしていただきたいと思います。

それから、国保会計で行ってる特定健診なんですけれども、これを見ると、昨年度の特定健診の受診率はわずかに19%ということで、前の年と比べて10%も下がっている。人数では受診者が4,000人も減ったということで、その理由と受診率向上の対策についてどう行ったのか、お答えいただきたい。

○小泉委員長 野口地域保健課長。

○野口地域保健課長 ただいまの御質問にお答えいたします。

特定健診につきましては、昨年度は新型コロナウイルス感染症拡大のために、例年6月中旬から開始いたしますところ、9月からの開始となりまして、集団健診につきましては1月上旬まで、医療機関健診は2月末までと、健診期間を短縮して実施させていただきました。また、集団健診の会場につきましては、保健所や保健センターに集約するとともに、密を避けるため例年の5割から6割程度の定員とし、全て予約制で、新型コロナウイルス感染症対策を講じながら実施したところでございます。これらのことから、令和2年度の特定健診の受診率は19.3%と、前年度を10ポイント下回っている状況となっております。

また、受診率向上の対策でございますが、現在のことになってしまいうんですけれども、今年度は、特定健診につきましては、集団健診の回数と定員につきましては、やはりコロナ対策もございまして、密を避けるために昨年度と同様に実施しております。また、医療機関におきましても、通常診療と健診を分けて実施するなど、新型コロナウイルス感染症対策に十分留意しながら実施しておりますけれども、健診期間につきましては、例年どおり6月中旬から開始いたしまして2月末までを予定しておりますので、昨年度に比べまして受診率の向上を見込んでおります。

○小泉委員長 中庭委員。

○中庭委員 じゃ、最後に、後期高齢者医療会計について質問したいと思います。

昨年度、後期高齢者医療保険料が値上げになりました。その結果どうなったかという、1人当たりの年間保険料が7万8,672円になって7,289円の年間値上げになったということで、10%の値上げとなりました。その結果、茨城県後期高齢者医療広域連合は大幅な黒字、茨城県全体でも大幅な黒字になったんですけれども、結局、これは値下げが必要だと思うんですね。特に75歳になっても保険料が非常に高いと

というのがありますので、これは値下げを実施すべきではなかったかと思うんですけども、いかがなものかというのがある。特に水戸市はこの問題について対応したのかという、それが一つ。

それから、もう一つはですね、滞納世帯には短期保険証が46人に水戸市では発行されています。お金の切れ目が命の切れ目にならないように、やっぱり短期保険証の発行はしないということを求めますが、いかがか、その2点。

要するに、水戸市は後期高齢者医療広域連合に値下げするように求めているかどうかと、2つ目は、短期保険証を発行しないようにしたらどうかと、この2つについてお答えいただきたい。

○小泉委員長 関根国保年金課長。

○関根国保年金課長 ただいまの御質問にお答えいたします。

令和2年度における保険料の改定でございますが、保険料率につきましては、後期高齢者医療広域連合のほうで、法律の規定に基づき、2年ごとに見直しするとされております。

保険料につきましては、平成24年度に改定して以来、広域連合の医療給付費準備基金等を取り崩しまして、不足する保険料に補填しながら運営をしてきたところですが、令和元年度末で基金保有額が底をつく見込みとなったことや、令和2年度、3年度の2年間で必要となる保険料収入額が不足する見込みとなったことから、令和2年度に改正されたというところがございます。広域連合におきましては、長期的な視点に立ちまして、被保険者数の推移や医療費の動向等を注視しながら慎重に決定されたものと私どもは考えております。

また、短期証のお話があったかと思うんですけども、短期証につきましては、令和2年度末現在の発行者数は46人となっております。保険料の収納対策の一環として、本市の運用規定に基づきまして交付しているものでございます。一定の要件に該当する滞納者との接触の機会を設けて納付相談をすることを決定しておりますので、今後も短期証のほうを活用してまいりたいと考えております。

○小泉委員長 それでは、中庭委員の通告に関連する質疑があれば、発言を願います。

萩谷委員。

○萩谷委員 私のほうから2点ばかりちょっと質問させていただきたいんですが、1点目が女性管理職員と、あと常勤、非常勤の構成比率のところ、請求資料29ページ、30ページのところが第1点目です。

これは数字的なものだけです。常勤職員が令和2年度は2,104人ということなんですけれども、管理職のほうの女性職員の割合というのは出ているんですが、常勤職員そのもので女性が何人いて、それで構成比がどのぐらいなのかという、そういう数字は出ていますでしょうか。

あわせて会計年度任用職員さんについても、男女比がどういうふうになっているか、ちょっとそのあたりのデータだけいただければと思います。

○小泉委員長 安里人事課長。

○安里人事課長 ただいまの萩谷委員の御質問にお答えいたします。

正規職員における男女比についてなんですが、本日、資料のほうを持ってはおりませんが、お答えのほうはできないんです。あと非正規職員における女性の割合につきましては、こちらも概算値になるんですけども、令和2年4月1日現在で女性が84%、男性が16%となっております。



○小泉委員長 萩谷委員。

○萩谷委員 ありがとうございます。

多分管理職に女性が占める割合というのも、やっぱりベースとなる数字が全体の職員数というところからも出てると思うんですね。だから、それもあわせて必要なというふうに思いました。

次に、開放学級についてなんです、民間委託ということで労働条件の話も出たんですが、実際にはちょっと厳しくなってるなというようなことを私のほうは何人かから実際に声を聞かせてもらう機会なんかも実はあるんです。

特にコロナ禍でコロナ対策というのが必要になってくるんだそうですね。机とかいろんな、教室を拭いたりとか。それというのは始業時間の大体15分前に出勤するように求められてるんだそうです。その時間中にそういった作業をしてるということなんですね。

あと民間委託になる前というのは、割と出勤時間に融通が利いた面があったんですが、ところが民間委託になってから、これは当たり前といえば当たり前ですけど、5分でも遅れればその時間帯は欠勤扱いになるということで、ある意味、出勤時間より早い時間に来るようなことを求められているのに、正式な開始時間にちょっとでも遅れれば、それは給料から差し引かれてしまうというようなことがあるそうです。

さらに、時間外勤務というのがないそうなんです、実は教材作りだとか資料作りで、持ち帰りとか時間外の時間にやっている実態があるんだそうです。これについては、ある程度一人一人の実情に応じた中で対応していた面も以前はあったんですが、これもやっぱり民間委託になって厳しくなったようですね。

4人で1チームつくってるんだそうですけれど、やっぱりそれができない人が職場にちょっといづらくなるような状況があって、管理者から指導を2回ぐらい受けて、本人の責任に転嫁されるような感じで周りの人が迷惑してるみたいなことを伝えられて、結局その方は辞めざるを得なくなったというような、そういったお話も聞いてます。

そういった意味では、訪問指導というのは月1回あるというようなこともお聞きしていますが、そういった労働の実態みたいなものまで把握されているんでしょうか。

○小泉委員長 大和放課後児童課長。

○大和放課後児童課長 萩谷委員の御質問にお答えいたします。

訪問指導員のほうは1か月ごとに一巡してございまして、指導員の日頃のお話を聞いておりますので、そういった支援員さんのトラブルなんかについても、一緒に中に入って解決に努めております。

あと開放学級を民間委託しても運営状況というのは様々でありますので、それは状況のほうを確認して、問題があったときには委託業者と話し合っていきたいと思っております。

○小泉委員長 萩谷委員。

○萩谷委員 実際には、民間委託でこれまでなানাあだった部分がやっぱり厳しくなったというところもあるんですが、個人の責任に転嫁されて職場にいづらくなるようなところではちょっとおかしなところで、やっぱり声を上げにくい環境にいる方々ということもありますので、その辺もちょっとしっかり訪問指導員さんのほうも働いてる人たちから実際に声を聞いたりとか、そんなことをしながら進めていっていただけるとありがたいと思っております。

○小泉委員長 ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○小泉委員長 以上で、中庭委員の通告に関する質疑を終わらせていただきます。

それでは、本日の委員会はこの程度をもって散会したいと思います。

なお、次回の委員会は、24日金曜日午前10時から開催したいと思いますので、よろしくお願いいたします。

それでは、以上をもちまして、本日の委員会を散会いたします。

御苦労さまでした。

午後 2時 7分 散会